令和6年度

家庭系·事業系一般廃棄物組成調査業務

仕 様 書

札幌市

環境局

令和6年度家庭系·事業系一般廃棄物組成調査業務 仕様書

第1節 総則

1 業務名称

令和6年度家庭系・事業系一般廃棄物組成調査業務

2 業務の目的

本業務は、札幌市内から発生する家庭系一般廃棄物(以下「家庭ごみ」という。) 及び事業系一般廃棄物(以下「事業ごみ」という。)について、ごみ種類別などの組 成を調査し、今後の減量施策、市民及び事業者への普及啓発のための基礎資料とす ることを目的とする。

3 調査場所

札幌市白石区東米里 2170-1 札幌市白石清掃工場 投入ステージ内 ※発注者の指示により、調査場所を変更する場合がある。

4 業務内容

家庭ごみ及び事業ごみの種類別組成調査

5 調査時期及び履行期間

- (1) 調査時期(3回)
 - 第1回 令和6年7月初旬から7月下旬頃の9~10日間
 - 第2回 令和6年10月中旬から11月中旬頃の9~10日間
 - 第3回 令和7年1月中旬から2月初旬頃の8~9日間
- ※ 作業日程の詳細は、別途指示する。
- ※ 収集スケジュール及び清掃工場の運転状況等により、調査時期は前後する場合が ある。
- ※ 発注者の指示により、調査時期や調査日数の合計が変更となる場合がある。
- (2) 履行期間

契約締結日より令和7年3月18日まで

第2節 一般事項

1 適用範囲

本仕様書は、札幌市(以下「発注者」という。)が実施する家庭及び事業ごみ組成 調査に関わる委託業務に適用する。

受託者(以下「受注者」という。)は、本仕様書及び特記仕様書に定めのないものについても、本業務の遂行上必要と思われるものについては発注者受注者協議の上、これを行うものとする。

2 業務管理

- (1) 受注者は、履行期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画をたて、発注者の承諾を得るものとする。
- (2) 受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、過去 10 年以内に国又は地方自治体等 (札幌市を含む。)が発注した一般廃棄物の組成調査の実務経験がある主任技術者 を配置するものとする。
- (3) 主任技術者は、札幌市のごみ分けルールを十分に理解・把握していること。
- (4) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとする。
- (5) 協議打合せ事項等は、議事録を作成し発注者に提出するものとする。
- (6) 発注者が特記仕様書第1節1(5)で指定した調査時間内に調査を完了するよう、 十分な資材、十分な人員を確保するとともに作業員等に十分な教育を行い、作業 内容の周知徹底を図ること。
- (7) 調査や打合せ等には原則主任技術者が参加すること。やむを得ない事情で同席できない場合は、事前に発注者の許可を得ること。

3 法令等の準拠

本業務の実施にあたり該当するものについては、下記の関係通知に準じた調査とする。

(1) 「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」旧厚生省通知 環整第95号 昭和52年11月4日(一部改正 衛環第22号 平成2年2月1 日)

4 秘密の保持

- (1) 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- (2) 別紙 5 「個人情報取扱安全管理基準」を遵守し、また、個人情報保護のため、 別紙 6 「個人情報取扱安全基準適合申出書」を提出し、その内容について、原則 業務履行開始前までに担当課の評価を受けること。

5 提出書類

受注者は、業務の着手、履行及び完了にあたって、下記の書類を作成し、本市業務主任に提出しなければならない。この他に、契約約款で定める書類を提出すること。

表 5-1 提出書類

名称	規格·内容	提出期限	部数
業務着手届		着手後速やかに	2
業務責任者等指定通知書		着手後速やかに	2
	別紙1「業務計		
業務計画書	画書について」	契約締結後原則7日以内	2
	で示すとおり。		
業務協議簿		協議後原則3日以内	協議ごと
作業報告書	様式1の	・原則各調査日の翌開庁日	1
	とおり	(電子メールで提出)	
成果品	「特記仕様書」及	び別紙2「報告書」で示すとおり。	

※提出書類は原則文書作成ソフトウェアで作成するものとする。ただし、別に指示がある場合は指示に 従うこと。

6 資料の貸与

発注者は、業務に必要な資料を所定の手続きにより貸与するものとする。受注者は、業務終了後速やかに貸与された資料を発注者に返還するものとする。

7 留意事項

受注者は、調査方法や結果の取りまとめ等に際し、不明な点が生じた場合は、その都度発注者と協議を行い指示に従うこと。

8 環境への配慮について

受注者は、本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

9 疑義等の決定

本仕様書の解釈について疑義を生じたとき、又は本仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

【様式1】

作業報告書

令和 年 月 日(曜日)

令和 年度家庭系・事業系一般廃棄物組成調査について、下記のとおり報告します。

1 - 1 -	1 2003.00011	7 7 1 4 7 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	214 1/4/1//41	7722	
	業者名				
主伯	E技術者(代理人)			作業員人数	人
1	作業開始時刻	時	分		
1	作業終了時刻	時	分		
1	家庭ごみ		1	事業ごみ	
	(白石区 •			∫ 飲 食 □	「小売・卸売業)
		み容器包装プラ		ホテル・旅館	
	燃やせないご		´	事務房	. -
	びん・缶・ペットボ	1		食品製造業	
	試料搬入時刻	時	分	調査試料重量	kg
	調査終了時刻	時	分		
2	家庭ごみ			事業ごみ	
	, , , , ,	西区)			「小売・卸売業」
	(燃やせるご			ホテル・旅館	
	燃やせないご		´	事務別	
	びん・缶・ペットボ	i		食品製造業	
	試料搬入時刻	時	分	調査試料重量	kg
	調査終了時刻	時	分		
3	家庭ごみ			事業ごみ	
	(白石区 ・	i i			「小売・卸売業」
		み容器包装プラ		ホテル・旅館	
	燃やせないご	1 1	´	事務房	. -
	びん・缶・ペットボ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		食品製造業	
	試料搬入時刻	時	分	調査試料重量	kg
	調査終了時刻	時	分		
4	家庭ごみ			事業ごみ	
	(白石区 ・	i i	.		「小売・卸売業」
		みる器包装プラ		ホテル・旅館	į
	燃やせないご			事務別	·
		トル 枝 ・ 葉)	食品製造業	
	試料搬入時刻	時	分	調査試料重量	kg
	調査終了時刻	時	分		
〔特	記事項〕				

特記仕様書

第1節 業務の内容

1 家庭ごみ及び事業ごみ種類別組成調査

(1) 調査対象ごみ

ア区分

- (ア) 家庭ごみ6分別
 - ① 燃やせるごみ (スプレー缶・カセットボンベを含む。)
 - ② 燃やせないごみ (ライター・加熱式たばこ及び電子たばこを含む。)
 - ③ びん・缶・ペットボトル (筒形乾電池を含む。)
 - ④ 容器包装プラスチック
 - ⑤ 雑がみ
 - ⑥ 枝・葉・草
 - ※ ①・②については、ボランティア袋が混入していた場合、単独で調査する こと。

(イ) 事業ごみ7業種

- ① 飲食店
- ② ホテル・旅館
- ③ 事務所
- ④ 食品製造業
- ⑤ 小売・卸売業
- ⑥ 病院
- ⑦ その他
- イ 分類項目

別表のとおり

- ウ 調査対象地区
 - (ア) 家庭ごみ

分別区分ごとに、下記2地区の各住宅形態のごみを対象とする。

- ① 白石区 戸建住宅 50 世帯程度、高層住宅 30 世帯程度、共同住宅 40 世帯程度
- ② 西区 戸建住宅 50 世帯程度、高層住宅 70 世帯程度、共同住宅 60 世帯程度
- (イ) 事業ごみ

業種区分ごとに、本市が指定したエリア・事業者を調査の対象とする。

(2) 調査回数

3 回

(3) 調査予定日 (参考)

※以下の日程は予定であり、調査開始日及び調査終了日を含め日程の一部又は全部を 変更する可能性がある。本市が指示する日程で調査を実施すること。

調査回数	調査予定日	ごみ種	地区又は業種
	令和6年	枝・葉・草	白石区
	07月10日(水)	びん・缶・ペットボトル	西区
	07月12日(金)	燃やせないごみ	西区
	07 万 12 日 (亚)	事業ごみ	(2 業種)
	07月16日(火)	びん・缶・ペットボトル	白石区
		容器包装プラスチック	西区
	07月17日(水)	雑がみ	白石区
		事業ごみ	(2 業種)
第1回	07月18日(木)	燃やせるごみ	白石区
カ・凹	07月10日(水)	燃やせるごみ	西区
	07月19日(金)	容器包装プラスチック	白石区
		雑がみ	西区
	07月22日(月)	燃やせるごみ	白石区
		燃やせるごみ	西区
	07月24日(水)	燃やせないごみ	白石区
		事業ごみ	(3 業種)
	07月26日(金)	枝・葉・草	西区
	01/1/20日(亚)	_	
第2回	未定(令和6年10月	中旬から 11 月中旬頃の 9~10) 日間)
第3回	未定(令和7年1月日	中旬から2月初旬頃の8~9日	間)

※「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「びん・缶・ペットボトル」の収集時には、指定ごみ袋とは別袋として、透明又は半透明の袋でスプレー缶(カセットボンベを含む)、ライター・加熱式たばこ及び電子たばこ、筒形乾電池を収集する。また、ボランティア袋も収集対象となる。

※過去の実施実績は別紙3「調査日程表」を参照のこと

(4) 調査項目

ア 重量・体積・個数

調査対象のごみ袋一つ一つについて、重量、体積、個数を計測する。調査対象のごみ種別・地区別・住宅形態別(事業ごみの場合は業種別)・排出袋別に計測する。

※体積は、原則として容量既知の容器で30cm位の所から落下補充し計測すること

※指定ごみ袋について、ごみ種と袋の容量種類ごとの平均重量を地区別に測定すること。

イ ごみの組成(湿重量比%)

別表の小分類に基づき、ごみ種別・地区別・住宅形態別(事業ごみの場合は業種別)に種別分類を行う。また、業務主任の指示があった時は、重量割合の速報値を業務主任に報告すること。

ウ 密度(t/m³)

ごみ 1 m当たりの重量 (t) をごみ種別・地区別・住宅形態別(事業ごみの場合は業種別)に求める。

※ スプレー缶 (中身の有無)、乾電池等 (筒形乾電池・ボタン電池・コイン電池)、 充電池 (リサイクルマークの有無)、モバイルバッテリー (リサイクルマークの有 無)、充電池内蔵小型家電、加熱式・電子式たばこ、ライター (ガス等の有無)、 については、袋ではなく単体の個数も計測し、別紙2「報告書」に従い分類し、 個数、重量をまとめること。

(5) 調査方法

ア 調査の内容

調査対象各分別区分(事業ごみも含む。)に対し、別表の小分類に基づき、家庭 ごみは地区別・住宅形態(戸建住宅・共同住宅・高層住宅)別、事業ごみは業種 別に分類し、各々の湿重量及び容積(単位容積重量)を求める。

家庭ごみのうち、雑がみについては、本調査で用いる調査対象試料を同時に行う別の調査で用いる場合がある。発注者より、別の調査のために本調査の作業の一時中断や協力を求める等指示があった場合は、従うこと。また、現場で調査データの提供を求められた場合は、従うこと。

受注者は、発注者の指示に従い、適宜、種別分類後計量を行う前に、分類が適切かの確認を受けること。

イ 調査時間

調査時間は原則午前9時から午後5時までとする。(準備、試料の搬出、片付け等含む)。調査時間内に調査を完了するよう、十分な人員や資材を確保するとともに、分別方法や作業工程、感染症対策等について事前に作業員を教育すること。

ウ調査対象試料

搬入

調査対象試料は発注者(又は発注者が委託する事業者)が調査場所に運搬する。 運搬車両からの荷卸しは受注者が行うこと。

原則調査当日にごみステーション又は調査対象事業所から発注者(又は発注者が委託する事業者)が収集する。過去の搬入状況及び搬入量は別紙4「受入状況」のとおり。

・搬出および処理

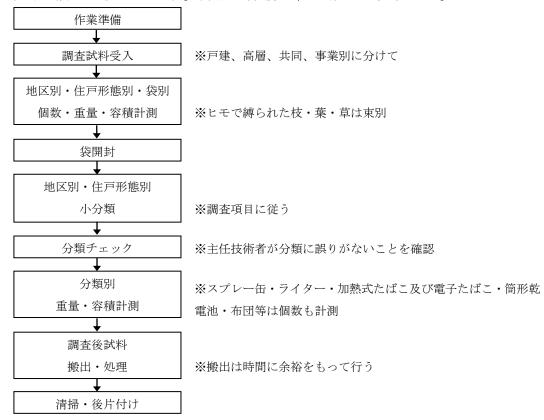
組成調査後のごみについて、可燃物は調査日毎に清掃工場で焼却処理し、資源物、不燃物、危険物等は下表のとおり別途処理する。清掃工場外に搬出する必要があるごみは、各処理施設の受入時間内に間に合うよう搬出を完了させること。

運搬車両は発注者が手配する。搬出日の車両到着時間の指定については、当日の調査状況により、発注者の指示する車両の管理担当者に受注者が連絡すること。また、搬出車両への積込みは受注者が行うこと。

項目	搬出日		搬出先	受入時間			
びん・缶、筒形乾電池	びん・缶・ペットボトル調査日	中沼	習資源選別センター	17:00まで			
不燃物	燃やせないごみ調査日、	山本	x 処理場	16:00まで			
	週の最終調査日						
項目	処理方法		処理時				
ライター・	清掃工場に引渡し		各回調査終了時				
加熱式たばこ・電子たばこ							
スプレー缶	スプレー缶 スプレー缶回収かごへ投入(清掃工場						
	敷地内)※発注者立会のもと		ただし水曜日以外の	の15時~16時			

エ 調査の流れ(参考)

基本的な調査の流れを示す。詳細は業務主任の指示に従うこと。



- オ 調査対象の想定ごみ量(参考、1回あたり。過去の搬入状況は別紙4「受入状況」のとおり。
 - (ア) 家庭ごみ (調査では上記(1)ウ (ア) の世帯数のごみを調査する。)

白石区

分別区分	戸建住宅	共同住宅	高層住宅	計
燃やせるごみ	400kg/回	100kg/回	200kg/回	700kg/回
燃やせないごみ	100kg/回	20kg/回	50kg/回	170kg/回
びん・缶・ペットボトル	50kg/回	20kg/回	20kg/回	90kg/回
容器包装プラスチック	40kg/回	10kg/回	20kg/回	70kg/回
雑がみ	50kg/回	30kg/回	40kg/回	120kg/回

西区

分別区分	戸建住宅	共同住宅	高層住宅	計
燃やせるごみ	400kg/回	100kg/回	200kg/回	700kg/回
燃やせないごみ	100kg/回	20kg/回	50kg/回	170kg/回
びん・缶・ペットボトル	50kg/回	20kg/回	20kg/回	90kg/回
容器包装プラスチック	40kg/回	10kg/回	20kg/回	70kg/回
雑がみ	50kg/回	30kg/回	40kg/回	120kg/回

※ 原則として搬入された全量を種別分類し、組成を把握すること(第1節 1(1)ウ(ア)で示す世帯数のごみを収集した結果、上記想定ごみ量を超過し た量が搬入される場合がある。)。ただし、「燃やせるごみ」については、量が多い場合は本市職員の指示により縮分を行う場合がある。その場合は、縮分により組成把握の対象外とした調査対象試料の重量・容積・個数をそれぞれ計量すること。

(イ) 事業ごみ

分別区分	飲食店	ホテル・旅	事務所	食品製造業	計
		館			
	200kg/回	200kg/回	200kg/回	200kg/回	400 ~ .COO
事業ごみ	小売・卸売	病院	その他		400~600
	200kg/回	200kg/回	200kg/回		kg/日

※ 量が多い場合は発注者の承諾を得て 200kg 程度に縮分することができる。 その場合、縮分により組成把握の対象外とした調査対象試料の重量・容積 を計量すること。

カ 貸与物

調査場所・計量器用 100V 電源・トイレ・休憩場所を無償で貸与する。

2 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 調査報告書(A4版ファイル背文字付、カラー印刷) 5部
- (2) 中間報告書(A4版ファイル背文字付、カラー印刷) 各回1部(計3部)
- (3) 調査写真(A4版ファイル背文字付、カラー印刷) 2組
- (4) 上記(1)及び(3)データを記録した CD-R 3組
- (5) 上記(2)データを記録した CD-R

各回1組(計3組)

- ※CD-R に記録するデータは、上記(1)については、調査概要等を Microsoft Word 形式、 図及び表を Microsoft Excel 形式で記録すること。また、上記(1)及び(2)を PDF 形式で記録すること。なお、上記(1) PDF 形式ファイルは、1報告書1ファイルとすること。なお記録媒体は DVD も可とする。
- (6) 業務協議簿および作業報告書

1 部

- ※都度提出したものの写しを綴ったものとする。
- (7) 著作権

成果品に関する全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)を 譲渡すること。また、発注者または発注者が指定する第三者に対し著作者人格権を 行使しないものとする。

ただし、受託者が自ら作成したもの以外については別途協議することができる。

3 その他注意事項

- (1) 受注者は、調査実施前に業務主任(業務主任は契約後、発注者より通知する。) と調査場所責任者との事前打ち合わせを行うこと。
- (2) 受注者は、調査実施前に調査場所等の養生を行うこと。養生に当たっては、周りの設備に支障の無いようにし、生ごみなどの水が浸透して、床を汚すことの無いよう、隙間無く、めばりをすること。なお、養生に必要な備品等は受注者が用意すること。
- (3) 受注者は、調査場所以外の工場内通路等を汚すことが無いよう、調査場所では長

靴等(シューズカバーは除く。)に履き替え、調査場所から退出する際は着用した長 靴等を履き替えて移動すること。

- (4) 受注者は調査の実施にあたり必要なポリ袋や計量器等の備品及び器具を用意すること。調査後の試料をまとめるポリ袋等も用意すること。割れたガラス類など運搬上危険なごみをまとめるダンボール箱等も用意すること。
- (5) 受注者は、調査開始日の前日までに、従事する作業員に対し、札幌市のごみ分別ルールや調査における分別方法等に関する教育を十分に行うこと。なお、分別方法が不明な場合は、必ず業務主任に確認しその指示に従うこと。
- (6) 受注者は、本業務に伴い、調査によって物件に損傷または補償が生じた場合や現金等を発見した時は、速やかに業務主任に連絡し、指示に従うこと。
- (7) 受注者は、作業者の入退場については、必ず事務室又は、中央制御室の工場職員に連絡すること。
- (8) 受注者は、調査場所にいる際は、身分を明らかにするため腕章などを身に着けること。
- (9) 受注者は、作業中も工場職員の通行の妨げにならないように、通路を確保すること。
- (10)受注者は、作業中、自己搬入者用投入扉(1番扉又は14番扉)の付近に金属を置くとループコイルが反応し、自己搬入車輌が扉を離れても扉が開かないので、扉付近に金属を置かないこと。
- (11)受注者は、投入ステージ内の通行について、ごみの搬入車両が頻繁に通ることから、搬入車両に充分注意し、通行すること。
- (12)受注者は、調査を終了した後の試料のうち、清掃工場で処理するごみは、発注者の指示のもと自己搬入者用投入扉(1番扉又は14番扉)から投入すること。不燃物、危険物等当日に搬出・処理しないものは発注者が指示する場所に一時保管すること。また、清掃工場でのごみ投入の際には、転落等しないよう、十分安全に気をつけ、専任の者を決めて行うこと。
- (13)ペットボトルのラベル・キャップは取り外して容器包装プラスチックとして扱う。 中身の入っているまたは残っているものは安全面を考慮し、開封しないでそのまま 食べ残しとして扱う。
- (14) 工場は、見学者が多いため、受注者が見学者通路を通行するときは、見学者がいない時を見計らって通行すること。また、作業靴での通行は禁止する。
- (15)受注者は、許可された場所以外は、立ち入らないこと。
- (16)工場の敷地内は全面禁煙とする。
- (17)受注者は、その週の作業完了時に養生を撤去後、清掃を行い発注者の確認を受けること。ただし、その週の作業完了時以外でも、発注者の指示があった場合は、養生を撤去、清掃を行い発注者の確認を受けること。
- (18)受注者は、作業が効率よく進行されるよう、当日の作業員分の作業用イスを用意するなど措置を取ること。
- (19) 受注者は、作業員の作業環境に配慮し、必要に応じて保護具等を装着させること。
- (20)受注者は、感染症対策として作業時には作業員へマスク・手袋を着用させること。
- (21)受注者は、発注者から取材・見学等への対応を依頼された場合には協力すること。

家庭系・事業系一般廃棄物組成調査項目

	大分類	-	i	小分類 びん(リターナブルびん)	説明 一升びん、ビールびん等(「R」・「正」マークのあるもの)
		2	2	びん(ワンウェイびん)	資源物収集で収集しているびん、化粧品のびん(1·3以外のもの)
1	ガラス	3	·	資源とならないびん	油・ドレッシングの付着したもの、マニキュアのびん等
		4	2	その他ガラス類(食器類) その他ガラス類(食器類以外)	ガラス製品(食器類) 板ガラス、鏡、ガラス製品(食器類以外)
		5	5	蛍光管	電球等も含む
		6		アルミ缶 スチール缶	清涼飲料、酒類、食品缶詰、あられ、海苔、粉ミルク等の缶 (本体と同一素材でない蓋は2・10)
		8		資源とならない缶	鉱物油、植物油等の缶
		<u> </u>)	アルミ箔	アルミホイル等
2	金属	- 1	0	その他の金属	やかん・鍋(取手が金属以外でも可)、スプーン等、182の缶(油系でないもの)、資源マークがない缶等
					ヘアスプレー、殺虫剤、携帯用コンロのガスボンベ等
		- 1	1	スプレー缶	※スプレー缶については仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、排出形態 別、指定ごみ袋・別袋の別、穴有り・中身有りの穴無し・中身無しの穴無しの別に計測す
					۵.
		1.	Ī	ペットボトル	清涼飲料、酒類、醤油、本みりん、酢、ドレッシング、調味料等
			1	容リ法対象品	「プラ」マークが付いているもの、ラップ類、ネット類、ロール状連続袋等
		13	2	容リ法対象品(汚れあり)	食べ残し等の異物が残留している、「プラ」マークが付いているもの、ラップ類、ネット類、
			3	レジ袋	ロール状連続袋等 排出に使用した以外のレジ袋
3	プラスチック		 	プラスチック製品	文具、おもちゃ、パケツ等、ダイレクトメールの袋、クリーニング用ビニールカバー、食品等
		14	1	(ワンウェイ食器類を除く)	の保存用袋
		14	2	プラスチック製品	使い捨てのスプーン、フォーク、コップ、ストロー、ナイフ等
			F	(ワンウェイ食器類)	排出に使用した有料指定袋および市販のごみ袋(生ごみ・吸い殻等を入れた内袋は含まな
		15	1	排出に使用した専用ごみ袋	い一番外側の袋とする)
			2	排出に使用したレジ袋	排出に使用したレジ袋(生ごみ・吸い殻等を入れた内袋を含む)
		10	1	新聞紙	新聞紙
		16	3	チラシ・コピー用紙 ガラス等包装用新聞紙等	チラシ・コピー用紙等 燃やせないごみのうちガラス等割れやすいものを包んできた新聞紙等
		17	1	ガラへ守己を用利面和守 雑誌	製本状態の雑誌、書籍等(書店で販売している有料のもの)
		17	2	ノート・パンフレット	17・1以外のもの(ノート、カタログ、パンフレット等)
		1	3	紙パック	アルミ付を含む
		19	1	ダンボール	燃やせないごみのうちガラス等割れやすいものを包んできたダンボール(蛍光灯の外箱を
			2	ガラス等包装用ダンボール	含む)
			1	雑がみ類・規格品	紙のみでできた紙製容器包装以外の紙類(葉書、封筒、画用紙、カレンダー、紙製品、トイ
			\vdash		レットペーパーの芯等。茶色(未脱色)のものは除く。)
			2	雑がみ類・規格外品1	紙コップ・紙皿(汚れがないもの)、窓付き封筒、シュレッダー紙、ファイル、レシートその他紙 以外の原材料を含む容器包装以外の紙類(プラスチックコーティングされた葉書、封筒、画
		20	-	TEN TO ARE PRETERVE HALL	用紙、カレンダー、紙製品等。茶色(未脱色)のものは除く。)
4	紙		3	雑がみ類・規格外品2	においのついた紙、茶色(未脱色)の紙類(紙製容器包装材を除く。)
			4	ガラス等包装用雑がみ類	燃やせないごみのうちガラス等割れやすいものを包んできた雑がみ類
		************	H	77 77 G 38/11/ED V/38	M. C.
			1	紙製容器包装材·規格品	紙のみでできた紙箱類、紙袋類(包装紙類、台紙類を含む。茶色(未脱色)のものは除く。)
			Г		紙以外の原材料を含む紙箱類・紙袋類(包装用紙・台紙類を含む。「紙製容器包装材・規
		21	2	紙製容器包装材·規格外品1	格外品2」に相当するものは除く。) ビニールのついたティッシュ箱、プラスチック取手の紙袋など
		21	<u> </u>		ビール等の内箱(撥水加工しているもの)、パターの箱、ラーメン・アイス等のカップ、たばこ
			3	紙製容器包装材·規格外品2	の箱、金色及び銀色のコーティング及び印刷がされているもの、香りの強いもの(洗剤、石
			4	紙製ガラス類包装用容器包装材	けん、線香の箱等)、茶色(未脱色)の紙製容器包装材 燃やせないごみのうちガラス等割れやすいものを包んできた容器包装材
		2	<u> </u>	その他紙	ちり紙、濡れた紙、汚れた紙、宅配ピザの箱等、花火
		2	3	紙おむつ	生理用品、ペットの糞等を含む
				調理くず	野菜や果物の皮・くず・芯、魚の骨、貝殻、卵殻等の調理残さ(過剰除去(厚く剥きすぎた皮
5	生ごみ1	24	1		など)など可食部のついた調理(ずを含む)
			3	食べ残し 未開封品	パン、菓子、調理された肉・魚・野菜・ご飯等の「食べ切り対象品」 封を切っていない手付かず製品等の「使い切り対象品」
6	生ごみ2	_	5	食品以外	ティーパック、コーヒーがら、毛髪等、化粧水、保冷剤等の液体又は泥状のもの、ろうそく、
٠		•	-		固形燃料
-	+ 4H D	2	6	I + 90 D	
7	木製品	2	6	木製品 根·幹	割り箸、木のおもちゃ等 庭木等の根・幹
		2	1 2	根·幹 枝	割り着、木のおもちゃ等 庭木等の根・幹 庭木等の根(葉がついている枝を含む)
	木製品 枝·葉·草		2	根·幹 枝 葉	庭木等の根・幹 庭木等の技(業がついている枝を含む) 落ち葉等
		2	1 2 3 4	根·幹 枝 葉 草	庭木等の根・幹 庭木等の枝(葉がついている枝を含む) 落ち葉等 刈草・切花等
		2	1 2 3 4	根·幹 枝 葉 草 古着1	庭木等の根・幹 庭木等の技(業がついている枝を含む) 落ち葉等 刈草・切花等 再利用可能な衣類で綿50%以上のもの
		2	1 2 3 4	根,幹 枝 葉 草 百 <u></u>	庭木等の根・幹 庭木等の枝(葉がついている枝を含む) 落ち葉等 刈草・切花等
8		2	1 2 3 4 1 2 3 4	根·幹 枝 葉 草 古着1 古着2 布1	庭木等の根・幹 庭木等の枝(葉がついている枝を含む) 落ち葉等 刈草・切花等 再利用可能な衣類で結結10%以上のもの 再利用可能な衣類で古着1以外のもの 古着以外の布で縁50%以上の薄手のもの(下着等を含む。) 古着1、古着2、布1以外の布(エコバッグ、湿布、冷却ジェルシート含む。)
8	枝·葉·草	27	1 2 3 4 1 2 3	根,幹 枝 葉 草 百 <u></u>	庭木等の根・幹 庭木等の枝(葉がついている枝を含む) 落ち葉等 刈草・切花等 再利用可能な衣類で締50%以上のもの 再利用可能な衣類で古着1以外のもの 古着以外の布で締50%以上の薄手のもの(下着等を含む。)
8	枝·葉·草	27	1 2 3 4 1 2 3 4	根·幹 枝 葉 草 古着1 古着2 布1	庭木等の根・幹 庭木等の枝(葉がついている枝を含む) 落ち葉等 刈草・切花等 再利用可能な衣類で結結10%以上のもの 再利用可能な衣類で古着1以外のもの 古着以外の布で縁50%以上の薄手のもの(下着等を含む。) 古着1、古着2、布1以外の布(エコバッグ、湿布、冷却ジェルシート含む。)
8	枝·葉·草	27	1 2 3 4 1 2 3 4 5	根·幹 枝 葉 草 古着2 右 布1 布2 布団	庭木等の根・幹 庭木等の枝(葉がついている枝を含む) 落ち葉等 刈草・切花等 再利用可能な衣類で結結1以外のもの 古着以外の布で稀50%以上の地の 百着以外の布で稀50%以上の瀬手のもの(下着等を含む。) 古着1、古着2、布1以外の布(エコバッグ、湿布、冷却ジェルシート含む。) 羽毛、羽根、綿布団等布団製品(こたつ布団、毛布等含む)
9	枝·葉·草 布	27 28	1 2 3 4 1 2 3 4 5 6	摂・幹 枝 葉 草 古着1 古着2 布1 布2 不回 マスク 華製品・ゴム 陶磁器(食器以外)	展本等の根・幹 庭木等の枝(葉がついている枝を含む) 落ち葉等 列草・切花等 再利用可能な衣類で結50%以上のもの 西着以外の布で結50%以上の薄手のもの(下着等を含む。) 古着以外の布で結50%以上の薄手のもの(下着等を含む。) 古着、1 古着2、布1以外の布(エコバッグ、漫布、冷却ジェルシート含む。) 羽毛、羽根、綿布団等布団製品(こたつ布団、毛布等含む) マスク製品(ウレタンマスク等布製品以外も含む) 報、カバン、長靴、ゴム手姿等 せどもの、置物、現
9 10 11	枝・葉・草 布 - 革製品・ゴム 陶磁器	27 28 28	1 2 3 4 1 2 3 4 5 6	振・幹 技 業 草 古古着2 布1 布2 布回 マスク 華製品・ゴム 陶磁器(食器以外) 陶磁器(食器別)	展木等の根・幹 歴木等の枝(葉がついている枝を含む) 落ち葉等 刈草・切花等 再利用可能な衣類で結50%以上のもの 再利用可能な衣類で古着1以外のもの 古着1以外の布で終50%以上の薄手のもの(下着等を含む。) 古着1、古着2、布1以外の布(エコバッグ、湿布、冷却ジェルシート含む。) 羽毛、羽根、綿布団等布団製品(こたつ布団、毛布等含む) マスク製品(ウレケンマスク等布製品以外も含む) 靴、カバン、長靴、ゴム手接等
9	枝・葉・草 布 - 革製品・ゴム	27 28 28	1 2 3 4 1 2 3 4 5 6	振・幹 技	展本等の根・幹 庭木等の枝(葉がついている枝を含む) 落ち葉等 列草・切花等 再利用可能な衣類で結50%以上のもの 西着以外の布で結50%以上の薄手のもの(下着等を含む。) 古着以外の布で結50%以上の薄手のもの(下着等を含む。) 古着、1 古着2、布1以外の布(エコバッグ、漫布、冷却ジェルシート含む。) 羽毛、羽根、綿布団等布団製品(こたつ布団、毛布等含む) マスク製品(ウレタンマスク等布製品以外も含む) 報、カバン、長靴、ゴム手姿等 せどもの、置物、現
9 10 11 12	枝・葉・草 布 - 革製品・ゴム 陶磁器	27 28 28	1 2 3 4 1 2 3 4 5 6	振・幹 技 業 草 古 古 着 2 市 1 市 1 市 2 市 団 マスク 革製品・ゴム 胸礎器(食器以外) 胸礎器(食器類) コンクリート・レンガ 砂・土砂・石	展木等の根・幹 歴木等の枝(葉がついている枝を含む) 落ち葉等 刈草・切花等 再利用可能な去類で語50%以上のもの 再利用可能な去類で活着1以外のもの 古着以外の布で練50%以上の海手のもの(下着等を含む。) 古着1、古着2、布1以外の布(エコパッグ、遅布、冷却ジェルシート含む。) 羽毛、羽根、綿布団等布団製品(こたつ布団、毛布等含む) マスク製品(ウレタンマスク等布製品以外も含む) 靴、カパン、長靴、ゴム手袋等 世ともの、置物、根 上記以外のもの 組木鉢程度の量の砂・土砂・石、磁石(磁石付きブラ製品(マグネットシート含)は複合製 品)
9 10 11 12	枝・葉・草 布 <u>革製品・ゴム</u> 陶磁器 コンクリート・レンガ	28 28 28 30 32	1 2 3 4 1 2 3 4 5 6	接・幹 技	展木等の根・幹 歴木等の枝(葉がついている枝を含む) 落ち葉等 刈草・切花等 再利用可能な衣類で結50%以上のもの 再利用可能な衣類で古着1以外のもの 古着1以外の布で結50%以上の薄手のもの(下着等を含む。) 古着1、古着2、布1以外の布(エコバッグ、湿布、冷却ジェルシート含む。) 羽毛、羽根、綿布団等布団製品(こたつ布団、毛布等含む) マスク製品(ウレタンマスク等布製品以外も含む) 靴、カバン、長靴、ゴム手送等 世ともの、置物、根 上記以外のもの 植木鉢程度の量の砂・土砂・石、磁石(磁石付きブラ製品(マグネットシート含)は複合製 品) ペットのトイレ砂(ベットの糞尿を含む。)、使い捨てカイロ
9 10 11 12	枝・葉・草 布 <u>革製品・ゴム</u> 陶磁器 コンクリート・レンガ	28 28 28 30 3	1 2 3 4 1 2 3 4 5 6	振・幹 技 業 草 古 古 着 2 市 1 市 1 市 2 市 団 マスク 革製品・ゴム 胸礎器(食器以外) 胸礎器(食器類) コンクリート・レンガ 砂・土砂・石	展木等の根・幹 歴木等の枝(葉がついている枝を含む) 落ち葉等 刈草・切花等 再利用可能な去類で語50%以上のもの 再利用可能な去類で活着1以外のもの 古着以外の布で練50%以上の海手のもの(下着等を含む。) 古着1、古着2、布1以外の布(エコパッグ、湿布、冷却ジェルシート含む。) 羽毛、羽根、綿布団等布団製品(こたつ布団、毛布等含む) マスク製品(ウレタンマスク等布製品以外も含む) 靴、カパン、長靴、ゴム手袋等 世ともの、置物、根 上記以外のもの 組木鉢程度の量の砂・土砂・石、磁石(磁石付きブラ製品(マグネットシート含)は複合製 品)
9 10 11 12	枝・葉・草 布 <u>革製品・ゴム</u> 陶磁器 コンクリート・レンガ	28 28 28 30 32	1 2 3 4 1 2 3 4 5 6 9 1 1 2 2 3 3 3 4 1 2 2 3 3	摂・幹 枝枝 葉 草 古着1 古着2 右1 布2 布団 マスク 華製品・ゴム 陶磁器(食器以外) 陶磁器(食器切) カルンプ 砂・土砂・石 可燃系砂等 小型家電・電動玩具	庭木等の根・幹 塵木等の枝(葉がついている枝を含む) 落ち葉等 刈草・切花等 再利用可能な衣類で語50%以上のもの 再利用可能な衣類で古着1以外のもの 古着以外の布で終50%以上の妻手のもの(下着等を含む。) 古着1、古着2、布1以外の布(エコバッグ、湿布、冷却ジェルシート含む。) 羽毛、羽根、綿布団等布団製品(こたつ布団、毛布等含む) マスク製品(ウレタンマスク等布製品以外も含む) 靴、カバン、長靴、ゴム手袋等 せどもの、置物、根 上記以外のもの 植木鉢程度の量の砂・土砂・石、磁石(磁石付きブラ製品(マグネットシート含)は複合製 品) ベットのトイレ砂(ベットの糞尿を含む。)、使い捨てカイロ 電源機器・コード類を含む。 軟電池・ボタン・コイン
9 10 11 12	枝・葉・草 布 <u>革製品・ゴム</u> 陶磁器 コンクリート・レンガ	28 28 28 30 32	1 2 3 4 1 2 3 4 5 6 9 1 1 2 2 3 3 3 4 1 2 2 3 3	接・幹 技	展木等の根・幹 歴木等の枝(葉がついている枝を含む) 落ち葉等 刈車・切花等 再利用可能な去類で総50%以上のもの 再利用可能な去類で高着1以外のもの 古着以外の布で総50%以上の薄チのもの(下着等を含む。) 古着、1方差2、布1以外の布(エコハウグ、混布、冷却ジェルシート含む。) 羽毛、羽根、綿布団等布団製品(こたつ布団、毛布等含む) マスク製品(ウレケンマスク等布製品以外も含む) 粧、カバン、長靴、ゴム手袋等 せどもの、置物、根 上記以外のもの 植木鉢程度の量の砂・土砂・石、磁石(磁石付きブラ製品(マグネットシート含)は複合製 品) ペットのトイレ砂(ペットの糞尿を含む。)、使い捨てカイロ 電源機器・コード類を含む。 歌電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボアン・コイン
9 10 11 12	枝・葉・草 布 <u>革製品・ゴム</u> 陶磁器 コンクリート・レンガ	28 28 28 30 32	1 2 3 4 1 2 3 4 5 6 9 1 1 2 2 3 3 3 4 1 2 2 3 3	摂・幹 枝枝 葉 草 古着1 古着2 右1 布2 布団 マスク 華製品・ゴム 陶磁器(食器以外) 陶磁器(食器切) カルンプ 砂・土砂・石 可燃系砂等 小型家電・電動玩具	庭木等の根・幹 塵木等の枝(葉がついている枝を含む) 落ち葉等 刈草・切花等 再利用可能な衣類で語50%以上のもの 再利用可能な衣類で古着1以外のもの 古着以外の布で終50%以上の妻手のもの(下着等を含む。) 古着1、古着2、布1以外の布(エコバッグ、湿布、冷却ジェルシート含む。) 羽毛、羽根、綿布団等布団製品(こたつ布団、毛布等含む) マスク製品(ウレタンマスク等布製品以外も含む) 靴、カバン、長靴、ゴム手袋等 せどもの、置物、根 上記以外のもの 植木鉢程度の量の砂・土砂・石、磁石(磁石付きブラ製品(マグネットシート含)は複合製 品) ベットのトイレ砂(ベットの糞尿を含む。)、使い捨てカイロ 電源機器・コード類を含む。 軟電池・ボタン・コイン
9 10 11 12	枝・葉・草 布 <u>革製品・ゴム</u> 陶磁器 コンクリート・レンガ	28 28 28 30 32	1 2 3 4 1 2 3 4 5 6 9 1 1 2 1 1 2 3 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	摂・幹 枝枝 葉 草 古着1 古着2 右1 布2 布団 マスク 華製品・ゴム 陶磁器(食器以外) 陶磁器(食器切) カルンプ 砂・土砂・石 可燃系砂等 小型家電・電動玩具	展木等の根・幹 歴木等の枝(葉がついている枝を含む) 落ち葉等 刈草・切花等 再利用可能な去類で語ぎ0%以上のもの 再利用可能な去類で活着「以外のもの 古着以外の布で練50%以上の海手のもの(下着等を含む。) 古着、1 古名、布 II 以外の布に「エイバッグ、混布、冷却ジェルシート含む。) 羽毛、羽根、綿布団等布団製品(こたつ布団、毛布等含む) マスク製品(ウレタンマスク等布製品以外も含む) 靴、カバン、長靴、ゴム手袋等 せどもの、置物、根 上記以外のもの 福木鉢程度の量の砂・土砂・石、磁石(磁石付きブラ製品(マグネットシート含)は複合製 品) ベットのイイ砂(ベットの糞尿を含む。)、使い捨てカイロ 電源機器・コード類を含む。 乾電池・ボタン・コイン ※乾電池等についてば仕様響に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、指定ごみ 接・別線の別に計測する。 ニカド・ニッケル水素・リチウムイオン電池等(モバイルバッテリー、エネルーブ等の乾電池 形状の充電池を含む)
9 10 11 12	枝・葉・草 布 <u>革製品・ゴム</u> 陶磁器 コンクリート・レンガ	28 28 30 3 32 3	1 2 3 4 1 2 3 4 5 6 9 1 1 2 1 1 2 3 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	摂・幹 枝 枝 葉 草 古着1 古着2 右1 右2 右1 右2 右回 マスク 革製品・ゴム 胸磁器(食器以外) 胸磁器(食器類) コングリート・レンガ 砂・土砂・石 可燃系砂等 小型家電・電動玩具 乾電池等	展木等の根・幹 應木等の枝(葉がついている枝を含む) 落ち葉等 刈草・切花等 再利用可能な去類で態50%以上のもの 再利用可能な去類で活ち着に以外のもの 古着以外の布で糖50%以上の別手のもの(下着等を含む。) 古着、1 元者2、希1以外のあてエコパッグ、遅布、冷却ジェルシート含む。) 羽毛、羽根、綿布団等布団製品(こたつ布団、毛布等含む) マスク製品(ウレタンマスク等布製品以外も含む) 靴、カパン、長靴、ゴム手袋等 せともの、置物、現 上記以外のもの 植木鉢程度の量の砂・土砂・石、磁石(磁石付きブラ製品(マグネットシート含)は複合製 品) ペットのトイレ砂(ペットの糞尿を含む。)、使い捨てカイロ 電源機器・コード類を含む。 乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン
9 10 11 12 13	枝・葉・草 布 <u>革製品・ゴム</u> 陶磁器 コンクリート・レンガ	28 28 28 30 32	1 2 3 4 1 2 3 4 5 6 9 1 1 2 1 1 2 3 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	摂・幹 枝 枝 葉 草 古着1 古着2 右1 右2 右1 右2 右回 マスク 革製品・ゴム 胸磁器(食器以外) 胸磁器(食器類) コングリート・レンガ 砂・土砂・石 可燃系砂等 小型家電・電動玩具 乾電池等	展木等の根・幹 歴木等の枝(葉がついている枝を含む) 落ち葉等 刈草・切花等 再利用可能な去類で語ぎ0%以上のもの 再利用可能な去類で活着「以外のもの 古着以外の布で練50%以上の海手のもの(下着等を含む。) 古着、1 古名、布 II 以外の布に「エイバッグ、混布、冷却ジェルシート含む。) 羽毛、羽根、綿布団等布団製品(こたつ布団、毛布等含む) マスク製品(ウレタンマスク等布製品以外も含む) 靴、カバン、長靴、ゴム手袋等 せどもの、置物、根 上記以外のもの 福木鉢程度の量の砂・土砂・石、磁石(磁石付きブラ製品(マグネットシート含)は複合製 品) ベットのイイ砂(ベットの糞尿を含む。)、使い捨てカイロ 電源機器・コード類を含む。 乾電池・ボタン・コイン ※乾電池等についてば仕様響に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、指定ごみ 接・別線の別に計測する。 ニカド・ニッケル水素・リチウムイオン電池等(モバイルバッテリー、エネルーブ等の乾電池 形状の充電池を含む)
9 10 11 12 13	枝・葉・草 布 <u>革製品・ゴム</u> 陶磁器 コンクリート・レンガ 砂・土砂・石	28 28 30 3 32 3	1 2 3 4 5 6 9 1 1 2 1 2 3 3 4 1 2 2 3 3 1 1 2 2	摂・幹 枝 枝 葉 草 古着1 古着2 右1 右2 右1 右2 右回 マスク 革製品・ゴム 胸磁器(食器以外) 胸磁器(食器類) コングリート・レンガ 砂・土砂・石 可燃系砂等 小型家電・電動玩具 乾電池等	展木等の根・幹 應木等の枝(葉がついている枝を含む) 落ち葉等 刈草・切花等 再利用可能な玄類で態50%以上の地のの 再利用可能な玄類でち着1以外のもの 古着1以分の布で終50%以上の連つもの(下着等を含む。) 古着1、方着2、布1以外の地ではコバッグ、環布、冷却ジェルシート含む。) 羽毛、羽根、綿布団等布団製品(こたつ布団、毛布等含む) マスク製品(ウレタンマスク等布製品以外も含む) 靴、ガバン、長靴、ゴム手袋等 せどもの、置物、限 上記以外のもの 植木鉢程度の量の砂・土砂・石、磁石(磁石付きブラ製品(マグネットシート含)は複合製 品) ベットのトイレ砂(ペットの糞尿を含む。)、使い捨てカイロ 電源機器・コード類を含む。 繁電池・ボラシ・コイン ※乾電池等については仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、指定ごみ 袋・別級の別に計測する。 ニカド・ニットル大素・リテウムイオン電池等(モバイルバッテリー、エネルーブ等の乾電池 形状の充電池を含む) ※衣電池・ボイルバッテリーについては仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形 観別、リナイクルマーク海リ・リナイクルマーク海」の別に計測する。 加熱式・電子式たばに、 加熱式・電子式たばこ
9 10 11 12 13	枝・葉・草 布 <u>革製品・ゴム</u> 陶磁器 コンクリート・レンガ 砂・土砂・石	28 28 30 3 32 3	1 2 3 4 5 6 9 1 1 2 1 2 3 3 4 1 2 2 3 3 1 1 2 2	接・幹 技 業 草 古着1 古着2 布1 布2 布回 マスク 薬製品・ゴム 胸磁器(食器以外) 胸磁器(食器以外) 砂・土砂・石 可燃系砂等 小型家電・電動玩具 乾電池等	展木等の根・幹 歴末等の枝(葉がついている枝を含む) 落ち葉等 刈車・切花等 再利用可能な表類で語者10外のもの 百着以外の布で練50%以上のもの 再利用可能な表類で語者10外のもの 百着以外の布で練50%以上の薄チのもの(下着等を含む。) 古着、1方落2、布1以外の布(エコバッグ、湿布、冷却ジェルシート含む。) 羽毛、羽根、綿布団等布団製品(こたつ布団、毛布等含む) マスク製品(ウレタンマスク等布製品以外も含む) 戦、カバン、長靴、ゴム手袋等 せともの、置物、根 上記以外のもの 福木鉢程度の量の砂・土砂・石、磁石(磁石付きブラ製品(マグネットシート含)は複合製 品) ベットのイイ砂(ベットの糞尿を含む。)、使い捨てカイロ 電源機器・コード類を含む。 軟電池・ボタン・コイン ※乾電池等については仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、指定ごみ 接・別袋の別に計測する。 二カド・ニッケル水素・リチウムイオン電池等(モバイルバッテリー、エネルーブ等の乾電池 形状の充電池を含む) ※充電池・モバイルバッテリーについては仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形 総別、川サイクルマーク集リ・リナイクルマーク無」の別に計測する。 加熱式・電子式たばこについては仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形 加熱式・電子式たばこについては仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形 加熱式・電子式たばこについては仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、 指定ごみ袋・別袋の別に計測する。
9 10 11 12 13	枝・葉・草 布 <u>革製品・ゴム</u> 陶磁器 コンクリート・レンガ 砂・土砂・石	28 28 30 3 32 3	1 2 3 4 1 1 2 3 4 4 5 6 6 9 1 1 2 2 3 3 1 2 2 3 3 3 3 4 5 6 6 9 1 1 2 2 3 3 1 1 2 2 3 3 3 3 4 5 6 6 6 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	接・幹 技 業 草 古着1 古着2 布1 布2 布回 マスク 薬製品・ゴム 胸磁器(食器以外) 胸磁器(食器以外) 砂・土砂・石 可燃系砂等 小型家電・電動玩具 乾電池等	展木等の根・幹 應木等の枝(葉がついている枝を含む) 落ち葉等 刈草・切花等 再利用可能な玄類で態50%以上の地のの 再利用可能な玄類でち着1以外のもの 古着1以分の布で終50%以上の連つもの(下着等を含む。) 古着1、方着2、布1以外の地ではコバッグ、環布、冷却ジェルシート含む。) 羽毛、羽根、綿布団等布団製品(こたつ布団、毛布等含む) マスク製品(ウレタンマスク等布製品以外も含む) 靴、ガバン、長靴、ゴム手袋等 せどもの、置物、限 上記以外のもの 植木鉢程度の量の砂・土砂・石、磁石(磁石付きブラ製品(マグネットシート含)は複合製 品) ベットのトイレ砂(ペットの糞尿を含む。)、使い捨てカイロ 電源機器・コード類を含む。 繁電池・ボラシ・コイン ※乾電池等については仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、指定ごみ 袋・別級の別に計測する。 ニカド・ニットル大素・リテウムイオン電池等(モバイルバッテリー、エネルーブ等の乾電池 形状の充電池を含む) ※衣電池・ボイルバッテリーについては仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形 観別、リナイクルマーク海リ・リナイクルマーク海」の別に計測する。 加熱式・電子式たばに、 加熱式・電子式たばこ
9 10 11 12 13	枝・葉・草 布 <u>革製品・ゴム</u> 陶磁器 コンクリート・レンガ 砂・土砂・石	28 28 30 3 32 3	1 2 3 4 5 6 9 1 1 2 1 2 3 3 4 1 2 2 3 3 1 1 2 2	接・幹 技 業 草 立着1 古着2 布1 布2 布回 マスク 華製品・ゴム 胸磁器(食器切外) 胸磁器(食器切) コンプリート・レンガ 砂・土の一 可燃系砂等 小型家電・電動玩具 乾電池等 充電池	展木等の根・幹 歴末等の枝(葉がついている枝を含む) 落ち葉等 刈草・切花等 再利用可能な表類で結50%以上のもの 再利用可能な表類で活着1以外のもの 古着以外の布で縁50%以上の場下のもの(下着等を含む。) 古着、1 方差2、布1以外の布(エコバッグ、湿布、冷却ジェルシート含む。) 羽毛、羽根、綿布団等布団製品(こたつ布団、毛布等含む) マスク製品(ウレタンマスク等布製品以外も含む) 靴、カバン、長靴、ゴム手袋等 世ともの、置物、硯 上記以外のもの 組木鉢程度の量の砂・土砂・石、磁石(磁石付きブラ製品(マグネットシート含)は複合製 品) ペットのイレ砂(ペットの糞尿を含む。)、使い捨てカイロ 電源機器・コード類を含む。 軟電池・ボタン・コイン ※乾電池等については仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、指定ごみ 袋・別袋の別に計測する。 二カド、ニッケル水素・リチウムイオン電池等(モバイルバッテリー、エネルーブ等の軟電池 形状の充電か含む) ※充電池・モバイルバッテリーについては仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、 加熱式・電子式にばこ ※加熱式・電子式にばこ ※加熱式・電子式にばここついては仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、 指定ごみ袋・別袋の別に計測する。 充電池を容易に取り外すことができない携帯電話、掃除機、髭剃り、電動画ブラシ、イヤホ ンなど 永充電池内蔵・列車の場できない携帯電話、掃除機、髭剃り、電動画ブラシ、イヤホ ンなど
9 10 11 12 13	枝・葉・草 布 <u>革製品・ゴム</u> 陶磁器 コンクリート・レンガ 砂・土砂・石	28 28 30 3 32 3	1 2 3 4 1 1 2 3 4 4 5 6 6 9 1 1 2 2 3 3 1 2 2 3 3 3 3 4 5 6 6 9 1 1 2 2 3 3 1 1 2 2 3 3 3 3 4 5 6 6 6 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	接・幹 技 業 草 古古者1 古者2 布日 マスク 革製品・ゴム 胸磁器(食器型別) コングリート・レンガ 砂・土砂・石 可燃系が等 小型家電・電動玩具 軟電池等 充電池 加熱式・電子式たばこ 充電池内蔵小型家電	展木等の根・幹 歴末等の枝(葉がついている枝を含む) 落ち葉等 刈草・切花等 再利用可能な玄類で態50%以上のもの 再利用可能な玄類であ50%以上の地のの 再利用可能な玄類であ50%以上の連手のもの(下着等を含む。) 古着以分の布で熱50%以上の海手のもの(下着等を含む。) お着1、古着2、布1以外の布には1つパグ、現布、冷却ジェルシート含む。) 羽毛、羽根、綿布団等布団製品(こたつ布団、毛布等含む) マスク製品(ウレタンマスク等布製品以外も含む) 数、力バン、長靴、ゴム手袋等 せどもの、置物、現 上記以外のもの 植木鉢程度の量の砂・土砂・石、磁石(磁石付きブラ製品(マグネットシート含)は複合製品) ベットのトイレ砂(ベットの糞尿を含む。)、使い捨てカイロ 電海機器・コード類を含む。 数電池・ボタン・コイン ※乾電池等については仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、指定ごみ接・別級の別に計測する。 コカド・ニットバルバッテリーについては仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、住宅形態別、リナイクルマーク着り・リサイクルマーク無1の別に計測する。 加熱式・電子式たば、 加熱式・電子式たばこについては仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、指定ごみ接・別袋の別に計測する。 アポースを手にはこれでいるできない携帯電話、掃除機、髭剃り、電動歯ブラシ、イヤホンなど 米充電池を容易に取り外すことができない携帯電話、掃除機、髭剃り、電動歯ブラシ、イヤホンなど 米充電池内蔵・型家電については仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別に指定する場との別に計測する。
9 10 11 12 13	枝・葉・草 布 <u>革製品・ゴム</u> 陶磁器 コンクリート・レンガ 砂・土砂・石	28 28 30 3 32 3	1 2 3 4 5 6 9 1 1 2 1 1 2 2 3 3 4 1 1 2 2 3 3 4 4 1 3 4 1 1 2 2 3 3 4 1 1 2 2 3 3 4 1 1 2 2 1 1 1 2 2 1 1 1 2 2 1 1 1 2 2 1 1 1 2 2 1 1 1 1 2 2 1 1 1 1 1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	接・幹 技 業 草 古古者1 古者2 布日 マスク 革製品・ゴム 胸磁器(食器型別) コングリート・レンガ 砂・土砂・石 可燃系が等 小型家電・電動玩具 軟電池等 充電池 加熱式・電子式たばこ 充電池内蔵小型家電	展木等の根・幹 歴末等の枝(葉がついている枝を含む) 落ち葉等 刈草・切花等 再利用可能な表類で結50%以上のもの 再利用可能な表類で活着1以外のもの 古着以外の布で縁50%以上の場下のもの(下着等を含む。) 古着、1 方差2、布1以外の布(エコバッグ、湿布、冷却ジェルシート含む。) 羽毛、羽根、綿布団等布団製品(こたつ布団、毛布等含む) マスク製品(ウレタンマスク等布製品以外も含む) 靴、カバン、長靴、ゴム手袋等 世ともの、置物、硯 上記以外のもの 組木鉢程度の量の砂・土砂・石、磁石(磁石付きブラ製品(マグネットシート含)は複合製 品) ペットのイレ砂(ペットの糞尿を含む。)、使い捨てカイロ 電源機器・コード類を含む。 軟電池・ボタン・コイン ※乾電池等については仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、指定ごみ 袋・別袋の別に計測する。 二カド、ニッケル水素・リチウムイオン電池等(モバイルバッテリー、エネルーブ等の軟電池 形状の充電か含む) ※充電池・モバイルバッテリーについては仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、 加熱式・電子式にばこ ※加熱式・電子式にばこ ※加熱式・電子式にばここついては仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、 指定ごみ袋・別袋の別に計測する。 充電池を容易に取り外すことができない携帯電話、掃除機、髭剃り、電動画ブラシ、イヤホ ンなど 永充電池内蔵・列車の場できない携帯電話、掃除機、髭剃り、電動画ブラシ、イヤホ ンなど
9 10 11 12 13	枝・葉・草 布	28 27 28 30 3 32 34	1 2 3 4 5 6 9 1 1 2 1 1 2 3 3 4 4 5 5 6 5 5 6 6 6 6	接・幹 技 業 草 古 古 古 古 古 古 市 1 市 2 市 1 市 2 市 1 市 2 市 1 マスク 革製品・ゴム 胸磁器 (食器以外) 胸磁器 (食器場類) コングリート・レンガ 砂・土砂・石 可燃系砂等 小型家電・電動玩具 乾電池等 充電池 1 加熱式・電子式たばこ 充電池内蔵小型家電 (加熱式・電子式たばこ以外) 使い捨てライター その他	展木等の根・禁 別車・切花等
9 10 11 12 13 14	枝・葉・草 布 <u>革製品・ゴム</u> 陶磁器 コンクリート・レンガ 砂・土砂・石	28 27 28 30 3 32 3 34	1 2 3 4 5 6 9 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	接・幹 技 業 草 立着1 古着2 布1 布2 布回 マスク 華製品・ゴム 胸磁器(食器切) コンプリート・レンガ 砂・土砂・石 可燃系砂等 小型家電・電動玩具 乾電池等 充電池 加熱式・電子式たばこ が、電子式たばこ以外) 使い捨てライター	展木等の根・禁 加車・切花等 東方東等 刈車・切花等 再利用可能な去類で続50%以上のもの 再利用可能な去類で結50%以上のもの 再利用可能な去類で活50%以上のの場合して、 一方差し、方差2人・利以外の布(エコパッグ、遅布、冷却ジェルシート含む。) 羽毛、羽根、綿布団等布団製品(こたつ布団、毛布等含む) マスク製品(ウレタンマスク等布製品以外も含む) 靴、カパン、長靴、ゴム手袋等 せともの、置物、現 上記以外のもの 植木鉢程度の量の砂・土砂・石、磁石(磁石付きブラ製品(マグネットシート含)は複合製品) ペットのトイレ砂(ペットの糞尿を含む。)、使い捨てカイロ 電源機器・コード類を含む。 乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・ボタン・コイン ※乾電池・香まで、ボイルバッテリー・、エネルーブ等の乾電池 形状の充電池を含む) ※大電池・芒丸では、ボイルバッテリーについては仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、指定ごみ袋・別袋の別に計測する。 ※放い熱式・電子式たばこについては仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、指定ごみ袋・別袋の別に計測する。 ※佐い特でライターについては仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別に計測する。 ※佐い特でライターについては仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別に計測する。 ※佐い特でライターについては仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別に計測する。

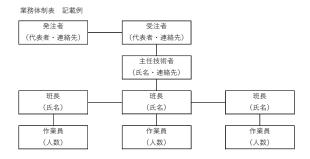
業務計画書について

令和6年度家庭系·事業系一般廃棄物組成調査業務

業務計画書の構成については特に指定はないが、下記の事項は必ず記載すること。

1 業務体制表

発注者、受託者、受託者の主任技術者(業務責任者)、作業員の体制が分かる表を作成すること。作業員については人数を明記する。確実に業務を履行できる体制とすること。



※常時体制表通りの作業者が従事することを求めるものではないため、余裕をもって業務 を履行するため、従事可能な最大人員で記載すること。

2 作業員名簿

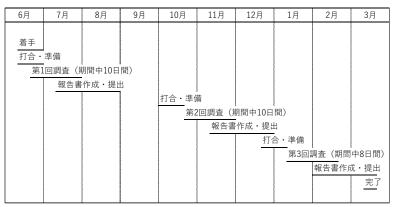
業務に従事する予定の作業員(主任技術者を含む)の名簿を作成すること。 名簿には氏名、勤務地所在地、生年月日、雇用形態(正規・アルバイト等)を記載 し、主任技術者となるものはその旨を記載する。

計画書提出後にアルバイトを雇用する予定の場合はその人数を記載すること。主任技術者は雇用関係を証明する書類(健康保険証の写し等)を添付すること。

3 業務工程計画

業務を遂行するための工程計画を作成すること。

業務工程計画 記載例



4 留意事項

再委託により業務従事者を確保することのないよう留意すること。(契約約款第5条(再 委託等の禁止))

報告書

- 1 中間報告書のとりまとめ項目
- (1) 調査概要

業務名、業務目的、業務実施場所、調査実施期間など

(2) 調査方法

調査対象となるごみ、家庭ごみの調査対象地区(地区選定理由含む)と事業ごみの調査対象業種、調査実施日、調査項目、調査工程など

- (3) 調査結果(表及び図はイメージであり、作成時に発注者に確認すること。また、中間報告書へのデータ等の掲載順番も発注者に確認すること。以下同じ。)
 - ア 家庭ごみ(白石区・西区。以下、特に記載がない限り、「白石区・西区」は、白石区と西区の調査結果の合計とする。)
 - (ア) 白石区・西区の地区別(白石区、西区を分けたもの。以下同じ。)の小分類ご との重量、容積、密度、全体に対する重量割合及び加重平均値の表
 - ※分別区分(ボランティア袋は「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」とは別とし、 ボランティア袋は1分別区分としてまとめる。)別及び住宅形態別にまとめる。
 - ※加重平均値は、戸建住宅・共同住宅・高層住宅の各住宅形態の重量及び容積 に、札幌市の各住宅形態の世帯数割合を乗算することにより算出する。
 - ※世帯数割合は直近の国勢調査(国勢調査の実施年度は前回調査)による札幌市の結果から、戸建:一戸建・長屋建、共同:1・2 階建・3~5 階建・その他、高層:6~10 階建・11~14 階建・15 階建以上として算出する。
 - 表1 分別区分別及び住宅形態別の小分類ごとの重量等のまとめ表イメージ (分類は本イメージに関わらず発注者指定のものとする。以下同じ。)

		戸建住宅					井后	共同住宅			高層住宅				全地区まとめ		
		香畳(kg)	突睛(1)	比重(+/m)	重量(%)	香畳(kg)	突錯(1)	比重(+/m)	香畳(%)	香畳(kg)	突結(1)	比重(+/m)	重量(%)	香畳(kg)	安精(1)	比重(t/m)	番景(
	びん(リターナブル) びん(ワンウエイ) 資源とならないびん その他のガラス類(食器類) その他のガラス類(食器類以外)	王王(118)	B 38 (C/	20± (0 III)	王重(70)	王重(106)	B 18 (L)	20± (0 III)	王重(/0/	王重(1/6)	B 18 (C/	20± (c) III)	主重(70)	王王(118)	B-08 (C)	20± (0 III)	·
	15 4. (T) (D+4)																
	資格とならないなる。													***************************************	***************************************	***************************************	
ラス	7.0 th 0.1 = 7.87(4.99.88)																
	ての他のガラス類(最高類)																+
	ての他のカラス類(長春類以外)																
	東光気																
	アルミ缶													L			
	スチール缶																
全属	資源とならない缶																
世 /图	アルミ箔																
	エの仙の今屋															•	
	・ バミル スチール缶 濱浦とならない缶 アルミ語 その他の会属 スフレー缶	******************		****************	*************	*****************	************		**************	************	****************		*************		************	•	************
	スプレーボ															_	_
	ペットボトル																
	容リ法対象品																
	容り法対象品(汚れあり)																
	THE COMPANY COLUMN TO A STATE OF THE PARTY O					~~~~~											
	レジ袋																
	プラスチック製品																
プラスチック	(ワンウェイ食器類を除く)																
	(ソノバ1長番頭を除く)																
	プラスチック製品														1		1
			I	l	I	I	I	I	I	I	I		I	ı	I	I	1
	(ワンウェイ食器類)		ı	1	I	ı	ı	ı	ı	ı	ı		I	ı	i	I	1
																	
	排出に使用した専用ごみ袋 排出に使用したレジ袋															+	+
	摂田に使用したレン妥																_
	新聞紙																
	チラシ・コピー用紙 ガラス等包装用新聞紙等	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L		L	L	L	L	
	ガラス等包装用新聞紙等		I														1
	雑誌																
				 	 												
	ノート・バンフレット (ボンボン・選邦 選手 (ボンボン・選邦 選手 ガラス 差の原用タンエー等 対から、選手機会 対からは、選接会 対からは、選接会 対からは、選接会 は、 は、 に、 は、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に																
	海公22																
	タンホール・規格品																
	ガラス等包装用ダンボール等			L													
ŧ	雑がみ類・規格品		l														
X.	雑がみ類・規格外品1																
	婦がみ料,担核が見2														***************************************		
	ガニフ 生気 杜田神 が 2. 年																
	24.40mm4.20mm																
	积累全部已至位,强度的。																
	株装券券包装材·規格外品]																
	紙製容器包装材·規格外品2																
	紙製ガラス等包装用容器包装材		l														
	その他紙																
	紙おむつ																
	調理くず																_
Eごみ1	201	·····				***************************************		***************************************		·····	~~~~~	***************************************		***************************************	***************************************	*************	***********
071	食べ残し 未開封品														***************************************		***********
	未開封品																_
ニニみ2	食品以外																
(製品	太製品																
	萬定枝																
支・葉・草	葉																~~~~~
~ ~ ~	善							***************************************						***************************************	***************************************	***************************************	**********
	++.															1	1
	古煮 1 古煮 2			 												+	
	<u> </u>			ļ													
5	<u>有 1</u>																
	布 2		L	L		L	L	L	L	L	L		L				
	布団																
	マスク		I	I													T
た対品・ゴム	茶制具, 寸/.															1	1
	革製品・ゴム 陶磁器(食器以外)													-	-	1	+
磁器	開燃新 景泰以外			···												·	
	臨磁器(食器額)																4—
ンクリート・レンガ	コンクリート・レンガ																1
ŷ·土砂·石	砂·十砂·石																
- ±19.10	可燃系砂等																
	小型安雷·雷動玩具																
	数重池		·		·											†	+
	老																+
	齐雷池																
	加熱式・電子式タバコ		I	l	I	I	I	I	I	I	I		I	ı	I	I	1
合製品																	
C IN ACCION	充電池内臓小型家電(加熱式・電子式タバコ		I	l	1	ĺ	ĺ	ĺ	ĺ	ĺ	ĺ	l	l	l	l	1	1
			ı	1	I	ı	ı	ı	ı	ı	ı		ı	ı	i	I	1
	を除く)		ı	1	I	ı	ı	ı	ı	ı	ı		ı	ı	i	I	1
	使い捨てライター																T
	20H			 	 	!	†	!	 	!	†					†	
	17 7218														-	-	+
ばこ ・粗不能ごみ	その他 たばこ 分類不能ごみ																
細小能ごみ	分類不能ごみ																<u> </u>
	合計 適正排出ごみ率																

- (イ) 白石区・西区の小分類ごとの重量、容積、密度、全体に対する重量割合及び加 重平均値の表
 - ※分別区分(ボランティア袋の取扱いは(ア)と同様とする。)別及び住宅形態別にまとめる。
 - ※加重平均値の算出方法は、(ア)と同様とする。
 - ※表イメージは表1のとおり。
- (ウ)(イ)で算出した各分別区分の加重平均値(重量及び容積)の一覧及び同加重平均値から求める1週間当たりごみ量及び排出割合の表
 - ※「分別区分」は、ボランティア袋分は除く。以降特に記載がない場合は同じ。 ※各分別区分の加重平均値の合計を1週間当たりごみ量とする。以下同じ。

表2 1週間当たりのごみ量推計値まとめ表イメージ

- (エ) 白石区・西区の調査試料の搬入時刻、車両番号、全重量及びピット処分量の 表
 - ※地区別、調査日別、分別区分別、住宅形態別にまとめる。

表 3 試料搬入時刻等まとめ表イメージ

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	白石区戸建住宅				
2	白石区高層住宅				
3	白石区共同住宅				
4	西区戸建住宅				
5	西区高層住宅				
6	西区共同住宅				
計					

(オ) 白石区・西区の調査試料の全重量、容量、重量比及び平均比重(縮分した場合は、縮分により組成把握の対象外とした調査試料の重量、容量、重量比及び

平均比重)

※地区別、調査日別、分別区分別、住宅形態別にまとめる。

表 4 試料全重量等まとめ表イメージ

順番	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m²)
1	白石区戸建住宅				
2	白石区共同住宅				
3	白石区高層住宅				
計					

- (カ) 白石区・西区における、スプレー缶の排出個数及び重量の表
 - ※分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、ごみ袋(指定ごみ袋および資源ごみの 排出に用いる透明または半透明の袋に含有されているもの)・別袋(燃やせな いごみ・燃やせるごみの日に指定袋とは別に排出される袋に含有されている もの)の別、穴有り・中身有りの穴無し・中身無しの穴無しの別にまとめる。
- (キ) 白石区・西区における、乾電池・コイン電池・ボタン電池の個数、重量の表 ※分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、ごみ袋(指定ごみ袋および資源ごみの 排出に用いる透明または半透明の袋に含有されているもの)・別袋 (燃やせる ごみ、燃やせないごみの日、びん・缶・ペットボトルに指定袋とは別に排出 される袋に含有されているもの)の別にまとめる。
- (ク) 白石区・西区における、充電池の個数、重量の表 ※分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、リサイクルマーク有り・リサイクル マーク無しの別にまとめる。
- (ケ) 白石区・西区における、加熱式たばこ・電子たばこの個数、重量の表 ※分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、ごみ袋(指定ごみ袋および資源ごみの 排出に用いる透明または半透明の袋に含有されているもの)・別袋 (燃やせる ごみ、燃やせないごみ、びん・缶・ペットボトルの日に指定袋とは別に排出 される袋に含有されているもの)の別にまとめる。
- (コ) 白石区・西区における、モバイルバッテリーの個数、重量の表 ※分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、リサイクルマーク有り・リサイクル マーク無しの別にまとめる。
- (サ) 白石区・西区における、充電池内蔵小型家電(電子式・加熱式たばこ以外)の 個数、重量の表 ※分別区分ごとに、地区別、住宅形態別にまとめる。
- (シ) 白石区・西区における、使い捨てライターの個数、重量の表
 - ※分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、ごみ袋(指定ごみ袋および資源ごみの排出に用いる透明または半透明の袋に含有されているもの)・別袋(燃やせるごみ、燃やせないごみ、びん・缶・ペットボトルの日に指定袋とは別に排出される袋に含有されているもの)の別、ガス有り・ガス無しの別にまとめる。

表 5 スプレー缶、乾電池、ボタン電池、コイン電池、充電池、モバイルバッテリー、加熱式・電子式たばこ、使い捨てライターの排出状況まとめ表イメージ ※上記1(3)ア(カ)~(シ)の表のイメージ。

分別区分「〇 〇 〇	戸	建住宅	共	司住宅	高	曾住宅
	個数	重量(kg)	個数	重量(kg)	個数	重量(kg)
スプレー缶(穴あき) ごみ袋						
スプレー缶(穴なし中身なし) ごみ袋						
スプレー缶(穴なし中身あり) ごみ袋						
小計(ごみ袋)						
スプレー缶(穴あき) 別袋						
スプレー缶(穴なし中身なし) 別袋						
スプレー缶(穴なし中身あり) 別袋						
小計(別袋)						
計						
乾電池 ごみ袋						
乾電池 別袋						
計						
ボタン電池 ごみ袋						
ボタン電池 別袋						
計						
コイン電池 ごみ袋						
コイン電池 別袋						
計						
充電池(リサイクルマーク有)						
充電池(リサイクルマーク無)						
計						
モバイルバッテリー(リサイクルマーク有)						
モバイルバッテリー(リサイクルマーク無)						
計						
充電池内臓小型家電(加熱式、電子式たばこ以外)						
計						
加熱式、電子式たばこ ごみ袋						
加熱式、電子式たばこ 別袋						
計						
使い捨てライター(ガス入り) ごみ袋						
使い捨てライター(ガスなし) ごみ袋						
小計						
使い捨てライター(ガス入り) 別袋						
使い捨てライター(ガスなし) 別袋						
小計						
計						1

- (ス) 白石区・西区における、未開封品における賞味期限切れの個数の表 ※分別区分ごとに、地区別、住宅形態別にまとめる。
 - ※調査品は、未開封品のビン・缶詰食品のみとし、賞味期限(消費期限も含む) が調査日より1か月以上残っている食品と1か月未満の食品(賞味期限切れ を含む)を調査
 - ※表イメージは表6のとおり。

表 6 未開封品の賞味期限切れ品の排出状況まとめ表

		戸建住宅	共同住宅	高層住宅
分別区分	内訳	個数	個数	個数
	白石区	•		
歴めます	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月以上			
燃やせる ごみ	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月未満(期限切を含む)			
_ <i>Ur</i>	計			
燃やせない	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月以上			
ごみ	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月未満(期限切を含む)			
	計			
びん・缶・	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月以上			
ペットボトル	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月未満(期限切を含む)			
	<u> </u>			
容器包装	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月以上		***************************************	***************************************
プラスチック	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月未満(期限切を含む)			
	計			
雑がみ	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月以上			
維かみ	未開封品(ビン·缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月未満(期限切を含む) 計			
	西区			
	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月以上			
燃やせる	木開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月未満(期限切を含む)			
ごみ	不用対の(Cン・山部及の) 具体対版(月負対版) 一が月不過(対版列を含む) 計			
燃やせない		***************************************	******************************	***************************************
ごみ	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月未満(期限切を含む)			
	計			
びん・缶・	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月以上			
ペットボトル	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月未満(期限切を含む)			
	ā†			
容器包装	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月以上			
プラスチック	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月未満(期限切を含む)			
	計			
	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月以上		000000000000000000000000000000000000000	500500500500500500500500500500500500500
雑がみ	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月未満(期限切を含む)			
	計			
	西区小計			
	合計	_	_	

- (セ) 白石区・西区の小分類ごとの重量割合の表 ※分別区分別、当該調査回までの調査回別にまとめる。 ※表イメージは表7のとおり。
- (ソ)(セ)に基づく当該調査回の大分類のグラフ及び調査回ごとの大分類の比較の グラフ
 - ※分別区分別にまとめる。
- (タ) 白石区・西区の1週間当たりのごみ排出割合の表 ※調査回別にまとめる。

表7 各小分類の重量割合まとめ表イメージ

					第1		回目		回目	平坦	匀值
	大分類			小分類	重量		(%)	重量	(%)	重量	(%)
			1	びん(リターナブル)							
			2	びん(ワンウエイ)							
1	ガラス		3	資源とならないびん その他のガラス類(食器類)							
'	,,,,,	4	_1_		******************************	***************************************	,			***************************************	
				その他のガラス類(食器類以外)			,				
			5	蛍光灯							
			6 7	アルミ缶 スチール缶							
			<u>/</u> 8	ステール 出 資源とならない缶							
2	金属		9	アルミ箔			•				
			0	その他の金属			1				
		**************	1	スプレー缶		***************************************	,	***************************************		***************************************	
			2	ペットボトル							
			1	容リ法対象品			1				
		13	2	容リ法対象品(汚れあり)							
			3	レジ袋]				
2	プラスチック		1	プラスチック製品							
٦		14		(ワンウェイ食器類を除く)							
		' "	2	プラスチック製品							
				(ワンウェイ食器類)							
		15	1	排出に使用した専用ごみ袋							
				排出に使用したレジ袋							
		4.0	1	新聞紙							
		16	2	チラシ・コピー用紙			ł	***************************************		***************************************	
			*	ガラス等包装用新聞紙等			1				
		17	1	雑誌 ノート・パンフレット			1				
		1	<u>2</u> 8	ノート・ハンフレット 紙パック	***************************************		1				
			<u> </u>	ダンボール・規格品							
		19		ガラス等包装用ダンボール等			•				
١.	447		1	雑がみ類・規格品							
4	紙		2	雑がみ類・規格外品1			4				
		20	3	雑がみ類・規格外品2 ガラス等包装用雑がみ等			1	***************************************			
			4	ガラス等包装用雑がみ等			1				
			1	紙製容器包装材·規格品							
		21	2	紙製容器包装材·規格外品1							
		21	3	紙製容器包装材・規格外品2							
				紙製ガラス等包装用容器包装材							
			2	その他紙			,	***************************************			
		2	23	紙おむつ							
-	# - 7.1	0.4	1	調理くず							
) o	生ごみ1	24	2	金べ残し	***************************************	******************************					
6	生ごみ2	2	3 25	食品以外							
7	木製品		26	大製品 大製品							
	小表面		1	<u> 小老田 </u>							
8	枝∙葉∙草	27	2	葉			1				
١		_,	3	本 草			1	l			
				古着 1							
			2	古着 2		***************************************	1				
_	布	20	3	布 1]				
۱۶	וור	28	4	布 2							
			5	布団							
			6	マスク							
10	革製品・ゴム	2	9	革製品・ゴム							
11	陶磁器	30	1	陶磁器(食器以外)							
			2	陶磁器(食器類)		<u> </u>					
12	コンクリート・レンガ	3	81	コンクリート・レンガ							
13	砂・土砂・石	3	32	砂・土砂・石			•				
\vdash		2	3	可燃系砂等 小型家電・電動玩具							
		ა	1 1	小空多电・电影玩具 乾電池			1				
			2	<u>乳電池</u> 充電池			1				
14	複合製品	34	3	加熱式・電子式タバコ							
'~	IZ LI AX HH			大電池内臓小型家電 _{伽熱}			1				
			4	尤電池内臓小型多電 (加熱 式・電子式タバコを除く)		1					
		3	1 5	使い捨てライター							
			86	その他			1				
15	たばこ		37	たばこ							
16	分類不能ごみ		88	分類不能ごみ							
Ť			合計								
			41							1	

(チ)(タ)に基づく当該調査回の大分類のグラフ及び調査回ごとの大分類の比較の グラフ

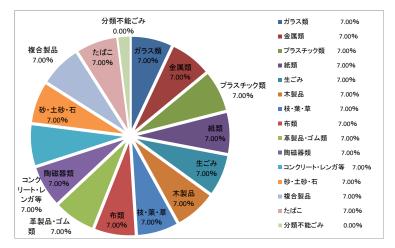


図1 各分類の重量割合まとめグラフイメージ(1)

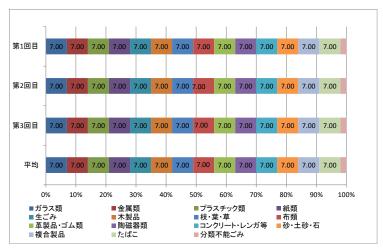


図2 各分類の重量割合まとめグラフイメージ(2)

(ツ) 白石区・西区の分別協力度の表及びグラフ(指定品目住宅形態別)

- ※「びん・缶・ペットボトル」「容器包装プラスチック」「雑がみ」を対象とする。
- ※分別協力度とは、当該分別区分に排出すべきごみのうち、正しい分別区分で 排出されたものの割合をいう。(例:「びん・缶・ペットボトル」の場合、「び ん・缶・ペットボトル」対象のごみ全体量(「燃やせるごみ」など他の分別区 分で排出されたものを含んだ合計)のうち、「びん・缶・ペットボトル」とし て排出された割合)
- ※住宅形態別にまとめる。

(テ) 白石区・西区の分別協力度の表(指定品目加重平均値)

※上記(ツ)対象品目について、分別区分別の重量の加重平均値をまとめる。加 重平均値は、各住宅形態及び各分別区分の重量及び質量に札幌市の各住宅形 態の世帯数割合を乗算することにより算出する。

表8 分別協力度のまとめ表イメージ

大分類	小分類		ごみ(月・木)	燃やせない		びん・缶・ペッ			ススチック(火・金)		草(水・金)		(水・金)		たりごみ量	協力度	大分類別
人万知	小万知	重量(kg)	容積(L)	重量(kg)	容積(L)	重量(kg)	容積(L)	重量(kg)	容積(L)	重量(kg)	容積(L)	重量(kg)	容積(L)	重量(kg)	容積(L)	%	協力度
ガラス類	びん(リターナブル)																
カノへ短	びん(ワンウエイ)																
金属類	飲料缶(アルミ缶)																
並周知	飲料缶(スチール缶)																
プラスチック類	ペットボトル																
	合計																

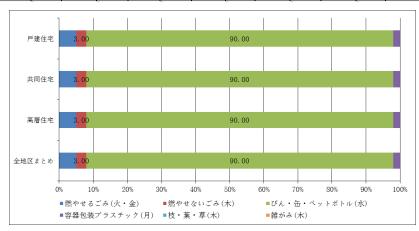


図3 分別協力度のまとめグラフイメージ

- (ト) 白石区・西区の排出曜日に正しく出されている割合の表
 - ※各分別区分で正しく排出された量の割合を算出する。(例:「燃やせるごみ」 の場合、燃やせるごみの排出量全量のうち、「燃やせるごみ」として排出すべ きごみの量の割合を算出する。)
 - ※分別区分別、住宅形態別にまとめ、加重平均値を算出する。加重平均値は、 各住宅形態及び各分別区分の重量に札幌市の各住宅形態の世帯数割合を乗算 することにより算出する。

表 9 排出曜日に正しく出された割合のまとめ表イメージ

ごみ種	区分	戸建住宅	共同住宅	高層住宅	全市推計
	正しく排出された量(kg)				
燃やせるごみ(月・木)	全量(kg)				
	割合(%)				
	正しく排出された量(kg)				
燃やせないごみ(水・金)	全量(kg)				
	割合(%)				
	正しく排出された量(kg)				
びん・缶・ペットボトル(火・水)	全量(kg)				
	割合(%)				
	正しく排出された量(kg)				
容器包装プラスチック(火・金)	全量(kg)				
	割合(%)				
	正しく排出された量(kg)				
枝・葉・草(水・金)	全量(kg)				
	割合(%)				
	正しく排出された量(kg)				
雑がみ(水・金)	全量(kg)				
	割合(%)				

- (ナ) 白石区・西区の排出に使用されたごみ袋の個数、重量、容積、比重及び重量 割合の表
 - ※「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」は指定ごみ袋、指定ごみ袋以外、別袋(スプレー缶、ライター等)及びボランティア袋の容量別、「びん・缶・ペットボトル」は専用ごみ袋、買い物袋及び別袋(筒形乾電池)の別、「容器包装プラスチック」「雑がみ」は専用ごみ袋及び買い物袋の別、「枝・葉・草」は専用

ごみ袋、買い物袋及び紐の別にまとめる。

- ※分別区分別、住宅形態別にまとめ、加重平均値を算出する。
- ※加重平均値は、各住宅形態及び各分別区分の重量及び容積に札幌市の各住宅 形態の世帯数割合を乗算することにより算出する。

表 10 家庭ごみ排出に使用された袋数まとめ表イメージ

				戸建住9	ŧ				共同住宅	Ē				高層住宅	Ē				全市推訂	t	
		個数	重量(kg)	容積(0)	比重(t/m³)	重量(%)	個数	重量(kg)	容積(0)	比重(t/m³)	重量(%)	個数	重量(kg)	容積(ℓ)	比重(t/m)	重量(%)	個数	重量(kg)	容積(0)	比重(t/m³)	重量(%)
	指定ごみ袋 5L																				
	指定ごみ袋 10L																				
	指定ごみ袋 20L																				
	指定ごみ袋 40L																				
分別試料	ボランティア袋 10L																				
	ボランティア袋 40L																				
	指定ごみ袋以外																				
	別袋																				
	計																				
	指定ごみ袋 5L																				
	指定ごみ袋 10L																				
	指定ごみ袋 20L																				
	指定ごみ袋 40L																				
処分試料	ボランティア袋 10L																				
	ボランティア袋 40L																				
	指定ごみ袋以外																				
	別袋																				
	計																				
	合計																				

- (二) 白石区・西区の過去の調査結果との重量割合の比較の表及びグラフ ※過去の調査結果は発注者よりデータを提供する。
 - ※表・グラフ共に平成17年度以降とする。
 - ※調査回別にまとめる。

表 11 ごみ組成の年度比較まとめ表イメージ

大分類	令和2年			令和3年			令和4年			令和5年度	
人力規		2月 (%)	7月(%)	10・11月 (%)	1月 (%)	7月	10月	1・2月 (%)	7月(%)	10・11月 (%)	1・2月 (%)
ガラス											
金属											
プラスチック											
紙											
生ごみ1											
生ごみ2											
木製品											
枝・葉・草											
布											
皮製品・ゴム											
陶磁器											
コンクリート・レンガ 等											
砂・土砂・石											
複合製品											
たばこ											
分類不能ごみ											
合計											

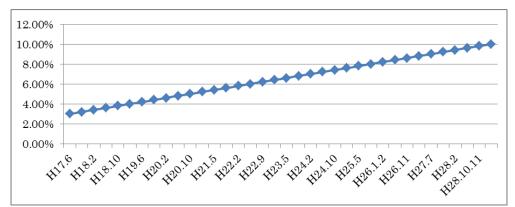


図4 ごみ組成の年度比較まとめグラフイメージ

エ 事業ごみ

(ア) 小分類ごとの重量、容積、比重、全体に対する重量割合の表 ※業種別にまとめる。

| 飲食店 | ホテル・旅館 | 事務所 | 食品製造業 | 重量(kg) | 容積(L) | 比重(t/m) | 重量(kg) | 公司(t/m) | 公司(t/m ばん(リターナブル) ほん(ワンウェイ) 変更大ならなけれん その他のガラス類食業類以外) 管半年 アルミ缶 ズチールモ 変置大ならない先 アルミ缶 その他の全屋 スプールモ 金属 ケソルー 在 スプレー 在 ペットボトル 容リ法対象品 「売れあり」 製力が発展 製造試験最近れあり レン袋 プラステック製品 (ワンケルイ食器類を除く) プラステック製品 (ワンケルイ食器類) 推出に使用した単元 推出に使用した単元 を開発 プラスチック まり、回射 チラシ・コピー用紙 ガラス類包装用新聞紙等 雑誌 生ごみ1 生ごみ2 木製品 枝·葉·草 革製品 陶磁器 重製品・ゴム 陶磁器(食器以外) 陶磁器(食器類) コンクリート・レンガ 砂・土砂・石 可燃系砂等 小型変雷・雷動玩具 砂・土砂・石 複合製品 充電池内臓小型家電 (加熱式・電子式タバコを除く) 使い捨てライター その他

表 12 業種ごとの重量等まとめ表イメージ

(イ)調査試料搬入時刻、車両番号、総重量及びピット処分量 ※調査日別、業種別にまとめる。

表 13 調査試料の搬入状況まとめ表イメージ

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	小売·卸売業				
3	病院				
計					

(ウ) 調査試料の全重量、容積、比重(縮分した場合は、縮分により組成把握の対象外としたごみ量、調査に供した量及び重量比)

※調査日別、業種別にまとめる。

表 14 調査試料搬入量等まとめ表イメージ

順	番	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m)
1		小売·卸売業				
3		病院				
9-	+					

(エ) 小分類ごとの重量割合の表

※業種別、当該調査回までの調査回別にまとめる。

(オ)(エ)に基づく当該調査回の大分類のグラフ及び調査回ごとの大分類の比較の グラフ

※分別区分別にまとめる。

(カ) 過去との比較の表及びグラフ

※過去の調査結果は発注者よりデータを提供する。

※平成25年度以降分をまとめる。

※調査回別にまとめる。

表 15 事業ごみ組成の年度比較まとめ表イメージ

大分類		令和2年			令和3年			令和4年			令和5年度	
人力規			2月 (%)	7月(%)	10・11月 (%)	1月 (%)	7月	10月	1・2月 (%)	7月(%)	10・11月 (%)	1・2月 (%)
ガラス												
金属												
プラスチック												
紙												
生ごみ1												
生ごみ2												
木製品												
枝・葉・草												
布												
皮製品・ゴム												
陶磁器												
コンクリート・レンガー等												
砂・土砂・石												
複合製品												
たばこ												
分類不能ごみ												
合計	_				_							

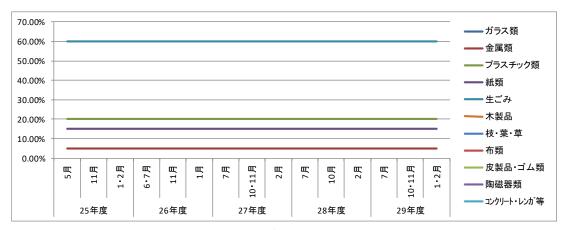


図5 事業ごみ組成の年度比較まとめグラフイメージ

(キ) 業種・項目ごとの重量、容積、比重及び重量割合の表

※項目は、生ごみ(大分類 5 及び 6)、紙(大分類 4)、プラスチック(大分類 3)、ガラス(大分類 1)、木(大分類 7 及び 8)、金属(大分類 2) 及びその 他(大分類 $9 \sim 16$) とする。

※生ごみのうち調理くず、食べ残し、未使用品については、内訳を別表にする。

				_		1	1	1	1		1	
		生ごみ	紙	プ [°] ラスチック	ガラス	木	金属	その他	計	うち調理くず	うち食べ残し	うち未開封品
	重量(kg)											
飲食店	容積(L)											
妖良冶	比重(t/m³)											
	重量比(%)											
	重量(kg)											
ホテル・	容積(L)		***************************************									
旅館	比重(t/㎡)											
	重量比(%)											
	重量(kg)											
+ W=C	容積(L)		**************************************		***************************************	***************************************	***************************************	***************************************		0 0000000000000000000000000000000000000		
事務所	比重(t/m³)		***************************************	***************************************	***************************************		***************************************	***************************************	***************************************		***************************************	
	重量比(%)											
	重量(kg)											
食品製造	 容積(L)		***************************************				***************************************	***************************************	***************************************	***************************************	***************************************	
及四表足	比重(t/m³)		***************************************									
	重量比(%)											
	重量(kg)											
小売・卸売	容積(L)											
71,7C . Th.7C	比重(t/m³)											
	重量比(%)											
	重量(kg)											
病院	容積(L)											
内阮	比重(t/㎡)											
	重量比(%)		***************************************									***************************************
	重量(kg)											
7 0 /11:	容積(L)										•	*
その他	比重(t/m³)											
	重量比(%)											

表 16 業種・項目ごとの重量等まとめ表

2 調査報告書のとりまとめ項目

(1) 調査概要

業務名、業務目的、業務実施場所、調査実施期間など

(2) 調査方法

調査対象となるごみ、調査対象地区又は業種、調査実施日、調査項目、調査工程 など

- (3) 調査結果(表及びグラフイメージは、上記1と同じ。)
 - ア 家庭ごみ(白石区・西区)
 - 上記1(3)ア(ア)の各調査回結果一式及び年間平均
 - 上記1(3)ア(イ)の各調査回結果一式及び年間平均
 - 上記1(3)ア(ウ)の各調査回結果一式
 - 上記1(3)ア(エ)の各調査回結果一式
 - 上記1(3)ア(オ)の各調査回結果一式
 - 上記1(3)ア(カ)の各調査回結果一式
 - 上記1(3)ア(キ)の各調査回結果一式
 - 上記1(3)ア(ク)の各調査回結果一式
 - 上記1(3)ア(ケ)の各調査回結果一式
 - 上記1(3)ア(コ)の各調査回結果一式
 - 上記1(3)ア(サ)の各調査回結果一式
 - 上記1(3)ア(シ)の各調査回結果一式
 - 上記1(3)ア(ス)の各調査回結果一式
 - 上記1(3)ア(セ)の各調査回結果一覧及び年間平均
 - 上記1(3)ア(ソ)の年間平均グラフ、各調査回結果一覧グラフ
 - ※上記1(3)ア(ソ)の「当該調査回」を「年間平均」と読み替える。
 - 上記1(3)ア(タ)の各調査回結果一覧及び年間平均
 - 上記1(3)ア(チ)の年間平均グラフ、各調査回結果一覧グラフ
 - ※上記1(3)ア(チ)の「当該調査回」を「年間平均」と読み替える。
 - 上記1(3)ア(ツ)の各調査回結果一式
 - 上記1(3)ア(テ)の各調査回結果一式
 - 上記1(3)ア(ト)の各調査回結果一式
 - 上記1(3)ア(ナ)の各調査回結果一式
 - 上記1(3)ア(ニ)の当年度調査までの結果

イ 事業ごみ

- 上記1(3)エ(ア)の各調査回結果一式及び年間平均
- 上記1(3)エ(イ)の各調査回結果一式
- 上記1 (3) エ (ウ) の各調査回結果一式
- 上記1(3)エ(エ)の各調査回結果一式及び年間平均
- 上記1(3)エ(オ)の年間平均グラフ、各調査回結果一覧グラフ
 - ※上記1(3)エ(オ)の「当該調査回」を「年間平均」と読み替える。
- 上記1(3)エ(カ)の当年度調査までの結果
- 上記1(3)エ(キ)の年間平均

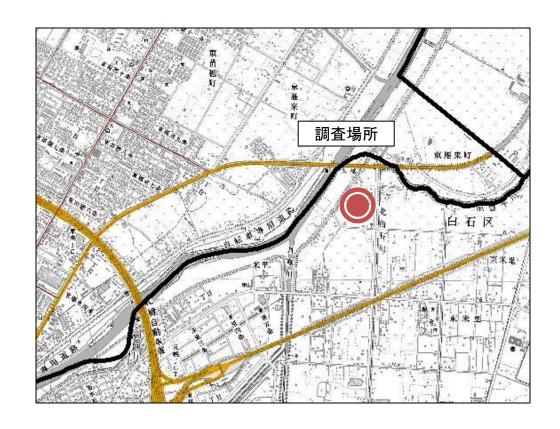
3 提出時期

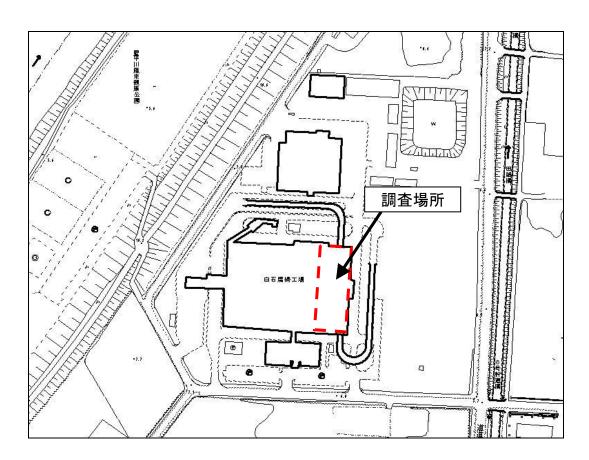
調査終了後1か月程度を目安とする。

4 その他

報告書の作成に当たっては、発注者と事前に協議を行い、報告方法等について発注 者の指示に従うこと。様式については、事前に発注者の了解を得ること。

白石清掃工場 位置図





令和5年度 家庭系・事業系一般廃棄物組成調査業務 日程表 (1回目)

~搬入について~

家庭ごみは豊平公益予定

事業ごみは一般廃棄物収集運搬業許可業者予定 搬入時間は収集完了次第(概ね9:30~11:00頃)

〜雑がみ調査〜 (★)

調査開始後1時間程度札紙協が調査 (荷下・開袋は調査受託者)

~事業系調査~

家庭系より早く来る場合があるため、概ねの到 着時間を事前確認

事業廃棄物課立会(多忙の場合こないことあり)

~調査品の引取について~ 調査品の引取は豊平公益予定

詳細な時間調整は調査受託者と引取業者が直接連絡 燃やせないごみは山本に回送(15:30までに出発) びん・缶・乾電池は中沼に回送(16:15までに出発)

週の最終日には不燃残渣を山本に回送(15:30までに出発)

※燃やせるごみ、容器プラ、雑がみ、ペットボトル、枝・葉・草は焼却処理 循環型社会推進課(資源化推進)立会(10時頃~) ライター、加熱式たばこ・電子たばこ、スプレー缶、乾電池は調査1回分保管しておいて別途処理 ライター・加熱式たばこ・電子たばこは最終日に清掃工場に引渡 スプレー缶は最終日に計量所前のかごへ(15:00~16:00・水曜不可)

~残渣搬入~

びん・缶・ペットボトルの搬入予定を資源化推進に伝えて、事前に連絡し ておいてもらう。

	7	7月	日数	白石区④	西区①	事業系	調査品引取	立会
	3	(月)						
	4	(火)		※ 房	見始前日 16:30~17:00	資材搬入(ステージに車両乗入)		
	5	(水)	1	枝・葉・草 (98-30)	びん・缶・ペット (36-02)		中沼 (36-02)	循環(木村)
	6	(木)						
	7	(金)	2		燃やせないごみ (36-02)	事業系2種 (食品製造業5015 病院888)	山本 (36-02)	循環(木村)・事廃
	10	(月)	3	燃やせるごみ (98-30)	燃やせるごみ (36-02)			循環(木村)
	11	(火)	4	びん・缶・ペット (98-30)	容器プラ (36-02)		中沼 (36-02)	循環(田牧)
1回目	12	(水)	5	雑がみ★ (98-30)		事業系2種 (ホテル3688 オフィス1229)		循環(松山)・事廃・ 資源化推進
	13	(木)	6	燃やせるごみ (98-30)	燃やせるごみ (36-02)			循環(木村)
	14	(金)	7	容器プラ (98-30)	雑がみ★ (36-02)			循環(谷杉)・資源化 推進
	17	(月)						※祝日
	18	(火)						
	19	(水)	8	燃やせないごみ (98-30)		事業系3種 (その他4047 飲食店3443 小売店 6613)	山本 (36-02)	循環(夏村)・事廃
	20	(木)						
	21	(金)	9		枝・葉・草 (36-02)		※枝・葉・草のみ のため、最終日の 引取はなし	循環(木村)
				※1	作業終了後に資材撤	L 収(ステージに車両乗入)		

令和5年度 家庭系・事業系一般廃棄物組成調査業務 日程表(2回目)

~搬入について~

家庭ごみは豊平公益予定

事業ごみは一般廃棄物収集運搬業許可業者予定 搬入時間は収集完了次第(概ね9:30~11:00頃)

〜雑がみ調査〜 (★)

調査開始後1時間程度札紙協が調査 循環型社会推進課(資源化推進)立会(10時頃~) (荷下・開袋は調査受託者)

~事業系調査~

家庭系より早く来る場合があるため、概ねの到 着時間を事前確認

事業廃棄物課立会(多忙の場合こないことあり)

~調査品の引取について~

調査品の引取は豊平公益予定

詳細な時間調整は調査受託者と引取業者が直接連絡 燃やせないごみは山本に回送(15:30までに出発)

びん・缶は中沼に回送(16:15までに出発)

週の最終日には不燃残渣を山本に回送(15:30までに出発)

※燃やせるごみ、容器プラ、雑がみ、ペットボトル、枝・葉・草は焼却処理 ライター、加熱式たばこ・電子たばこ、スプレー缶、乾電池は調査1回分保管しておいて別途処理 乾電池・ライター・加熱式たばこ・電子たばこは最終日に清掃工場に引渡 スプレー缶は最終日に計量所前のかごへ(15:00~16:00・水曜不可)

~残渣搬入~

びん・缶・ペットボトルの搬入予定を資源化推進に伝えて、事前に連絡しておいてもらう。

	10~	~11月	日数	白石区④	西区①	事業系	調査品引取	立会
	16	(月)						
				*	 開始前日16:30~17:00	 資材搬入(ステージに車両乗入)		
	17	(火)						
				44.187.4			1.77	(TIII (
	18	(水)	1	雑がみ★	びん・缶・ペット		中沼	循環(木村)・資源化
	10	(-1-)		(98-30)	(73-90)		(73-90)	推進係
	19	(木)			+# 1× 7 A			
	20	(金)	2		雑がみ★ (73-90)			資源化推進係
				燃やせるごみ	(73-90) 燃やせるごみ			
	23	(月)	3	(98-30)	(73-90)			
				` ′	(73-90) 容器プラ		±27	
	24	(火)	4	びん・缶・ペット (98-30)	谷森ノフ (73-90)		中沼 (98-30)	
					(73-90)		(98-30)	
2回目	25	(水)	5	枝・葉・草		事業系2種 (飲食店4047 小売店1229)		事廃(AMのみ)
2四日				(98-30) 燃やせるごみ	燃やせるごみ	(队及后4047 小元后1229)		循環(亀田谷係長・木村)
	26	(木)	6	(98-30)	(73-90)			※道新取材対応
				(98-30) 容器プラ	燃やせないごみ		山本	※ 担制 取 的 的 / 的 / 的 / 的 / 的 / 的 / 的 / 的 / 的 /
	27	(金)	7	(98-30)	(73-90)		(73-90)	
	30	(月)		(30 30)	(13 30)		(13 30)	
	31	(火)						
	1	(水)						
	2	(木)						
	3	(金)						※祝日
	6	(月)						
	7	(火)						
	8	(水)	8	燃やせないごみ (98-30)		事業系3種 (オフィス3688 病院6613 食品製造業3443)	山本 (98-30)	事廃
	9	(木)				ACHHOLAEDING 110/		
	10	(金)	9		枝・葉・草 (73-90)	事業系2種 (ホテル5015 その他888)	山本 (73-90)	循環(木村)・事廃

※↑最終日作業終了後に資材撤収(ステージに車両乗入)

令和5年度 家庭系・事業系一般廃棄物組成調査業務 日程表(3回目)

~搬入について~

家庭ごみは豊平公益予定

事業ごみは一般廃棄物収集運搬業許可業者予定 搬入時間は収集完了次第(概ね9:30~11:00頃)

~雑がみ調査~ (★)

調査開始後1時間程度札紙協が調査 循環型社会推進課(資源化推進)立会(10時頃~) (荷下・開袋は調査受託者)

~事業系調査~

家庭系より早く来る場合があるため、概ねの到 着時間を事前確認

事業廃棄物課立会 (多忙の場合こないことあり)

~調査品の引取について~

調査品の引取は豊平公益予定

詳細な時間調整は調査受託者と引取業者が直接連絡燃やせないごみは山本に回送(15:30までに出発)びん・缶、乾電池は中沼に回送(16:15までに出発)

※燃やせるごみ、容器プラ、雑がみ、ペットボトル、枝・葉・草は焼却処理 ライター、加熱式たばこ・電子たばこ、スプレー缶、乾電池は調査1回分保管しておいて別途処理 ライター・加熱式たばこ・電子たばこは最終日に清掃工場に引渡 スプレー缶は最終日に計量所前のかごへ(15:00~16:00・水曜不可)

~残渣搬入~

びん・缶・ペットボトルの搬入予定を資源化推進に伝えて、事前に連絡しておいてもらう。

	1 ~	~2月	日数	白石区④	西区①	事業系	調査品引取	立会
	22	(月)						
	23	(火)						
	24	(水)						
	25	(木)		*	·開始前日16:30~17:0	0資材搬入(ステージに車両乗入)		
	26	(金)	1		燃やせないごみ (73-90)	事業系2種 (オフィス5015 食品製造業6613)	山本 (73-90)	木村
	29	(月)	2	燃やせるごみ (98-30)	燃やせるごみ (73-90)			
	30	(火)	3	びん・缶・ペット (98-30)	容器プラ (73-90)		中沼 (73-90)	
3回目	31	(水)	4	雑がみ★ (73-90)		事業系3種 (飲食店888 病院3748 小売店3443)		事廃
	1	(木)	5	燃やせるごみ (98-30)	燃やせるごみ (73-90)			
	2	(金)	6	容器プラ (98-30)	雑がみ★ (73-90)			
	5	(月)						
	6	(火)	7			事業系2種 (その他6673 ホテル4047)		事廃
	7	(水)	8	燃やせないごみ (98-30)	びん・缶・ペット (73-90)		中沼・山本 (中沼73-90・ 山本98-30)	木村
	8	(木)		※↑最終日作	業終了後に資材撤収の	ステージに車両乗入)		
	9	(金)		7	2000			

表 4-3-1 調査試料の全量内訳(家庭ごみ) 第1回調査 7月

第1日目 R5.07.05(水)

枝葉草(白石区)

12.42.14					
番号	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	81.74	510.40	73.39	0.160
2	共同住宅				
3	高層住宅	29.63	216.10	26.61	0.137
計		111.37	726.50	100.00	0.149

びん・缶・ペットボトル(西区)

番号	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	32.29	493.10	38.68	0.065
2	共同住宅	21.98	438.50	26.33	0.050
3	高層住宅	29.21	354.70	34.99	0.082
計		83.48	1286.30	100.00	0.066

第2日目 R5.07.07(金)

燃やせないごみ(西区)

番号	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	56.74	296.70	53.49	0.191
2	共同住宅	0.24	0.60	0.23	0.400
3	高層住宅	49.09	360.80	46.28	0.136
計		106.07	658.10	100.00	0.242

第3日目 R5.07.10(月)

燃やせるごみ(白石区)

順番	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	204.54	1472.00	49.19	0.139
2	共同住宅	95.46	834.20	22.96	0.114
3	高層住宅	115.79	880.30	27.85	0.132
計		415.79	3186.50	100.00	0.128

燃やせるごみ(西区)

7m 1 L 0					
順番	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	147.32	1084.50	48.78	0.136
3	共同住宅	75.12	804.40	24.87	0.093
3	高層住宅	79.59	754.80	26.35	0.105
計		302.03	2643.70	100.00	0.112

第4日目 R5.07.11(火)

びん・缶・ペットボトル(白石区)

番号	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	48.09	964.20	53.67	0.050
2	共同住宅	22.76	493.90	25.40	0.046
3	高層住宅	18.76	464.40	20.94	0.040
計		89.61	1922.50	100.00	0.045

容器包装プラスチック(西区)

番号	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	43.44	1782.50	55.22	0.024
2	共同住宅	15.76	677.10	20.03	0.023
3	高層住宅	19.47	881.80	24.75	0.022
計		78.67	3341.40	100.00	0.023

第5日目 R5.07.12(水) 雑がみ(白石区)

番号	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	49.90	888.00	47.22	0.056
2	共同住宅	24.81	449.80	23.48	0.055
3	高層住宅	30.97	493.30	29.31	0.063
計		105.68	1831.10	100.00	0.058

表 4-3-2 調査試料の全量内訳(家庭ごみ) 第1回調査 7月

第6日目 R5.07.13(木) 燃やせるごみ(白石区)

順番	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	180.75	1326.10	56.39	0.136
2	共同住宅	61.82	628.35	19.29	0.098
3	高層住宅	77.96	586.70	24.32	0.133
計		320.53	2541.15	100.00	0.123

燃やせるごみ(西区)

順番	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	128.92	982.90	48.14	0.131
2	共同住宅	50.66	534.80	18.92	0.095
3	高層住宅	88.20	882.10	32.94	0.100
計		267.78	2399.80	100.00	0.109

第7日目 R5.07.14(金)

容器包装プラスチック(白石区)

番号	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	37.51	1741.30	50.34	0.022
2	共同住宅	15.91	894.00	21.35	0.018
3	高層住宅	21.10	945.40	28.31	0.022
計		74.52	3580.70	100.00	0.021

雑がみ(西区)

4 E 14 - 7 (E					
順番	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	41.97	896.60	40.81	0.047
2	共同住宅	12.69	278.50	12.34	0.046
3	高層住宅	48.17	516.50	46.84	0.093
計		102.83	1691.60	100.00	0.062

第8日目 R5.07.19(水)

燃やせないごみ(白石区)

Min 1					
順	番 地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	33.72	215.30	37.82	0.157
2	共同住宅	17.74	92.70	19.90	0.191
3	高層住宅	37.69	265.40	42.28	0.142
計	-	89.15	573.40	100.00	0.163

第9日目 R5.07.21(金) 枝葉草(西区)

12.22.12.1.1					
順番	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	312.90	2871.20	96.67	0.109
2	共同住宅				
3	高層住宅	10.79	100.10	3.33	0.108
計		323.69	2971.30	100.00	0.108

表 4-3-3 調査試料の全量内訳(家庭ごみ) 第2回調査 10~11月

第1日目 R5.10.18(水) 雑がみ(白石区)

番号	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	42.06	920.5	46.59	0.046
2	共同住宅	19.67	330.3	21.79	0.060
3	高層住宅	28.54	492.5	31.62	0.058
計		90.27	1743.30	100.00	0.054

びん・缶・ペットボトル(西区)

番号	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	36.92	863.00	48.19	0.043
2	共同住宅	19.31	498.20	25.21	0.039
3	高層住宅	20.38	404.80	26.60	0.050
計		76.61	1766.00	100.00	0.044

第2日目 R5.10.20(金)

雑がみ(西区)

順番	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	43.81	746.10	46.55	0.059
2	共同住宅	11.65	239.60	12.38	0.049
3	高層住宅	38.65	570.00	41.07	0.068
計		94.11	1555.70	100.00	0.058

第3日目 R5.10.23(月)

燃やせるごみ(白石区)

順番	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	218.50	1424.10	57.44	0.153
2	共同住宅	80.28	545.70	21.10	0.147
3	高層住宅	81.62	696.30	21.46	0.117
計		380.40	2666.10	100.00	0.139

燃やせるごみ(西区)

順番	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)		
1	戸建住宅	140.75	878.20	41.48	0.160		
2	共同住宅	117.00	1325.10	34.48	0.088		
3	高層住宅	81.53	984.00	24.03	0.083		
計		339.28	3187.30	100.00	0.110		

第4日目 R5.10.24(火)

びん・缶・ペットボトル(白石区)

番号	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	36.49	898.50	47.67	0.041
2	共同住宅	19.76	463.10	25.82	0.043
3	高層住宅	20.29	556.00	26.51	0.036
計		76.54	1917.60	100.00	0.040

容器包装プラスチック(西区)

番号	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	35.12	1864.60	47.04	0.019
2	共同住宅	17.86	662.10	23.92	0.027
3	高層住宅	21.68	1169.10	29.04	0.019
計		74.66	3695.80	100.00	0.021

第5日目 R5.10.25(水) 枝葉草(白石区)

番号	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	96.61	1001.20	97.98	0.096
2	共同住宅				
3	高層住宅	1.99	35.00	2.02	0.057
計		98.60	1036.20	100.00	0.077

表 4-3-4 調査試料の全量内訳(家庭ごみ) 第2回調査 10~11月

第6日目 R5.10.26(木)

燃やせるごみ(白石区)

順番	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	152.50	1193.20	52.96	0.128
2	共同住宅	81.48	711.40	28.30	0.115
3	高層住宅	53.95	545.00	18.74	0.099
計		287.93	2449.60	100.00	0.114

燃やせるごみ(西区)

順番	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	121.16	841.40	55.98	0.144
2	共同住宅	51.56	637.40	23.82	0.081
3	高層住宅	43.70	431.30	20.19	0.101
計		216.42	1910.10	100.00	0.109

第7日目 R5.10.27(金)

容器包装プラスチック(白石区)

番号	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/㎡)		
1	戸建住宅	40.78	1895.00	49.86	0.022		
2	共同住宅	21.34	951.50	26.09	0.022		
3	高層住宅	19.67	893.10	24.05	0.022		
計		81.79	3739.60	100.00	0.022		

燃やせないごみ(西区)

番号	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	67.94	262.40	46.36	0.259
2	共同住宅	44.14	408.60	30.12	0.108
3	高層住宅	34.46	94.30	23.52	0.365
計		146.54	765.30	100.00	0.244

第8日目 R5.11.8(水)

燃やせないごみ(白石区)

順番	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	59.57	317.30	40.40	0.188
2	共同住宅	24.09	156.70	16.34	0.154
3	高層住宅	63.78	392.50	43.26	0.162
計		147.44	866.50	100.00	0.168

第9日目 R5.11.10(金)

枝葉草(西区)

順番	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	405.36	3590.30	99.25	0.113
2	共同住宅	3.05	60.00	0.75	0.051
3	高層住宅				
計		408.41	3650.30	100.00	0.082

表 4-3-5 調査試料の全量内訳(家庭ごみ) 第3回調査 1~2月

第1日目 R6.1.26(金)

燃やせないごみ(西区)

番号	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	20.46	129.40	31.24	0.158
2	共同住宅	16.71	196.60	25.51	0.085
3	高層住宅	28.33	166.60	43.25	0.170
計		65.50	492.60	100.00	0.138

第2日目 R6.1.29(月)

燃やせるごみ(白石区)

順番	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	173.81	1365.40	59.38	0.127
2	共同住宅	53.39	509.70	18.24	0.105
3	高層住宅	65.50	515.80	22.38	0.127
計		292.70	2390.90	100.00	0.120

燃やせるごみ(西区)

順番	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	148.03	1051.10	46.82	0.141
3	共同住宅	86.07	846.60	27.22	0.102
3	高層住宅	82.07	694.00	25.96	0.118
計		316.17	2591.70	100.00	0.120

第3日目 R6.1.30(火)

びん・缶・ペットボトル(白石区)

番号	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	41.14	816.50	52.29	0.050
2	共同住宅	16.04	277.20	20.39	0.058
3	高層住宅	21.49	280.60	27.32	0.077
計		78.67	1374.30	100.00	0.062

容器包装プラスチック(西区)

番号	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	35.21	2043.10	46.11	0.017
2	共同住宅	19.12	740.90	25.04	0.026
3	高層住宅	22.03	820.30	28.85	0.027
計		76.36	3604.30	100.00	0.023

第4日目 R6.1.31(水)

雑がみ(白石区)

番号	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	52.88	812.00	51.67	0.065
3	共同住宅	22.46	310.20	21.94	0.072
3	高層住宅	27.01	431.40	26.39	0.063
計		102.35	1553.60	100.00	0.067

第5日目 R6.2.1(木) 燃やせるごみ(白石区)

順番	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	114.62	994.40	53.91	0.115
2	共同住宅	48.39	433.50	22.76	0.112
3	高層住宅	49.60	297.00	23.33	0.167
計		212.61	1724.90	100.00	0.131

燃やせるごみ(西区)

順番	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	104.56	810.30	50.78	0.129
2	共同住宅	40.20	390.40	19.52	0.103
3	高層住宅	61.14	498.90	29.69	0.123
計		205.90	1699.60	100.00	0.118

表 4-3-6 調査試料の全量内訳(家庭ごみ) 第3回調査 1~2月

第6日目 R6.2.2(金) 容器包装プラスチック(白石区)

番号	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	33.72	1043.80	48.16	0.032
2	共同住宅	21.09	629.10	30.12	0.034
3	高層住宅	15.21	555.00	21.72	0.027
計		70.02	2227.90	100.00	0.031

雑がみ(西区)

順番	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	25.23	394.30	44.40	0.064
2	共同住宅	8.93	129.00	15.72	0.069
3	高層住宅	22.66	328.10	39.88	0.069
計		56.82	851.40	100.00	0.067

燃やせないごみ(白石区)

順番	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	46.52	280.00	70.43	0.166
2	共同住宅	8.14	37.60	12.32	0.216
3	高層住宅	11.39	75.70	17.24	0.150
計		66.05	393.30	100.00	0.178

びん・缶・ペットボトル(西区)

番号	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m³)
1	戸建住宅	18.58	423.80	26.27	0.044
2	共同住宅	21.82	416.20	30.85	0.052
3	高層住宅	30.32	336.40	42.87	0.090
計		70.72	1176.40	100.00	0.062

表 4-4-1 調査試料の受入状況(家庭ごみ) 第1回調査 7月

第1日目 R5.07.05(水) 枝葉草(白石区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	9:45	98-30	81.74	81.74
2	共同住宅				
3	高層住宅	9:45	98-30	29.63	29.62
計				111.37	111.36

びん・缶・ペットボトル(西区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:15	36-02	32.29	9.64
2	共同住宅	10:15	36-02	21.98	10.90
3	高層住宅	10:15	36-02	29.21	6.63
計				83.48	27.17

第2日目 R5.07.07(金) 燃やせないごみ(西区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:00	36-02	56.74	3.98
2	共同住宅	10:00	36-02	0.24	0.01
3	高層住宅	10:00	36-02	49.09	13.40
計				106.07	17.39

第3日目 R5.07.10(月) 燃やせるごみ(白石区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	9:55	98-30	204.54	202.21
2	共同住宅	9:55	98-30	95.46	94.51
3	高層住宅	9:55	98-30	115.79	112.59
計				415.79	409.31

燃やせるごみ(西区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:15	36-02	147.32	146.50
3	共同住宅	10:15	36-02	75.12	70.88
3	高層住宅	10:15	36-02	79.59	79.33
計				302.03	296.71

第4日目 R5.07.11(火)

びん・缶・ペットボトル(白石区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	9:45	98-30	48.09	15.52
2	共同住宅	9:45	98-30	22.76	8.64
3	高層住宅	9:45	98-30	18.76	8.49
計				89.61	32.65

容器包装プラスチック(西区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:45	36-02	43.44	43.37
2	共同住宅	10:45	36-02	15.75	15.75
3	高層住宅	10:45	36-02	19.47	19.40
計				78.66	78.52

第5日目 R5.07.12(水)

雑がみ(白石区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	9:55	36-02	49.90	49.89
2	共同住宅	9:55	36-02	24.81	24.80
3	高層住宅	9:55	36-02	30.97	30.97
計				105.68	105.66

表 4-4-2 調査試料の受入状況(家庭ごみ) 第1回調査 7月

第6日目 R5.07.13(木)

燃やせるごみ(白石区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	9:55	98-30	180.75	179.70
2	共同住宅	9:55	98-30	61.82	60.37
3	高層住宅	9:55	98-30	77.96	76.25
計				320.53	316.32

燃やせるごみ(西区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:20	36-02	128.92	118.47
2	共同住宅	10:20	36-02	50.66	49.92
3	高層住宅	10:20	36-02	88.20	87.79
計				267.78	256.18

第7日目 R5.07.14(金) 容器包装プラスチック(白石区)

<u> </u>	<u> </u>				
番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	9:50	98-30	37.51	37.43
2	共同住宅	9:50	98-30	15.91	15.90
3	高層住宅	9:50	98-30	21.10	21.10
計				74.52	74.43

雑がみ(西区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:05	36-02	41.97	41.97
2	共同住宅	10:05	36-02	12.69	12.69
3	高層住宅	10:05	36-02	48.17	48.17
計				102.83	102.83

第8日目 R5.07.19(水)

燃やせないごみ(白石区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	9:25	36-02	33.72	4.22
2	共同住宅	9:25	36-02	17.74	5.98
3	高層住宅	9:25	36-02	37.69	4.68
計				89.15	14.88

第9日目 R5.07.21(金) 枝葉草(西区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)				
1	戸建住宅	10:20	36-02	312.90	312.90				
2	共同住宅								
3	高層住宅	10:20	36-02	10.79	10.79				
計				323.69	323.69				

表 4-4-3 調査試料の受入状況(家庭ごみ) 第2回調査 10~11月

第1日目 R5.10.18(水) 雑がみ(白石区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	9:45	98-30	42.06	42.05
2	共同住宅	9:45	98-30	19.67	19.66
3	高層住宅	9:45	98-30	28.54	28.51
計				90.27	90.22

びん・缶・ペットボトル(西区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:25	73-90	36.92	15.93
2	共同住宅	10:25	73-90	19.31	8.97
3	高層住宅	10:25	73-90	20.38	5.99
計				76.61	30.89

第2日目 R5.10.20(金)

雑がみ(西区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:10	73-90	43.81	43.81
2	共同住宅	10:10	73-90	11.65	11.65
3	高層住宅	10:10	73-90	38.65	38.65
計				94.11	94.11

第3日目 R5.10.23(月)

燃やせるごみ(白石区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	9:45	98-30	218.50	211.85
2	共同住宅	9:45	98-30	80.28	79.38
3	高層住宅	9:45	98-30	81.62	80.32
計				380.40	371.55

燃やせるごみ(西区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:25	73-90	140.75	138.45
2	共同住宅	10:25	73-90	117.00	110.74
3	高層住宅	10:25	73-90	81.53	80.11
計				339.28	329.30

第4日目 R5.10.24(火) びん・缶・ペットボトル(白石区)

<u> </u>					
順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	9:45	98-30	36.49	14.17
2	共同住宅	9:45	98-30	19.76	10.15
3	高層住宅	9:45	98-30	20.29	7.32
計				76.54	31.64

容器包装プラスチック(西区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:20	73-90	35.12	35.12
2	共同住宅	10:20	73-90	17.37	17.37
3	高層住宅	10:20	73-90	21.68	21.67
計				74.17	74.16

第5日目 R5.10.25(水)

枝葉草(白石区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:20	98-30	96.61	95.53
2	共同住宅				
3	高層住宅	10:20	98-30	1.99	1.99
計				98.60	97.52

表 4-4-4 調査試料の受入状況(家庭ごみ) 第2回調査 10~11月

第6日目 R5.10.26(木) 燃やせるごみ(白石区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	9:45	98-30	152.50	150.35
2	共同住宅	9:45	98-30	81.48	80.50
3	高層住宅	9:45	98-30	53.95	53.46
計				287.93	284.31

燃やせるごみ(西区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:25	73-90	121.16	113.39
2	共同住宅	10:25	73-90	51.56	51.18
3	高層住宅	10:25	73-90	43.70	42.75
計				216.42	207.32

第7日目 R5.10.27(金) 容器包装プラスチック(白石区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	9:50	98-30	40.78	40.50
2	共同住宅	9:50	98-30	21.34	21.20
3	高層住宅	9:50	98-30	19.67	19.60
計				81.79	81.30

燃やせないごみ(西区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:25	73-90	67.94	6.67
2	共同住宅	10:25	73-90	44.14	12.15
3	高層住宅	10:25	73-90	34.46	1.55
計				146.54	20.37

第8日目 R5.11.8(水) 燃やせないごみ(白石区)

//// C 0/4 C 1// A A A A							
番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)		
1	戸建住宅	9:50	73-90	59.57	3.15		
2	共同住宅	9:50	73-90	24.09	4.43		
3	高層住宅	9:50	73-90	63.78	5.19		
計				147.44	12.77		

第9日目 R5.11.10(金) 枝葉草(西区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)		
1	戸建住宅	10:10	73-90	405.36	405.06		
2	共同住宅	10:10	73-90	3.05	3.05		
3	高層住宅						
計				408.41	408.11		

表 4-4-5 調査試料の受入状況(家庭ごみ) 第3回調査 1~2月

第1日目 R6.1.26(金)

燃やせないごみ(西区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	11:05	73-90	20.46	4.26
2	共同住宅	11:05	73-90	16.71	3.57
3	高層住宅	11:05	73-90	28.33	5.07
計				65.50	12.90

第2日目 R6.1.29(月) 燃やせるごみ(白石区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:10	98-30	173.81	172.10
2	共同住宅	10:10	98-30	53.39	52.54
3	高層住宅	10:10	98-30	65.50	64.98
計				292.70	289.62

燃やせるごみ(西区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:45	73-90	148.03	146.53
3	共同住宅	10:45	73-90	86.07	84.53
3	高層住宅	10:45	73-90	82.07	80.80
計				316.17	311.86

第3日目 R6.1.30(火)

びん・缶・ペットボトル(白石区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:10	98-30	41.14	17.34
2	共同住宅	10:10	98-30	16.04	5.33
3	高層住宅	10:10	98-30	21.49	4.86
計				78.67	27.53

容器包装プラスチック(西区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	9:50	73-90	35.21	35.14
2	共同住宅	9:50	73-90	19.05	19.05
3	高層住宅	9:50	73-90	22.03	21.97
計				76.29	76.16

第4日目 R6.1.31(水) 雑がみ(白石区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	9:55	98-30	52.88	52.83
3	共同住宅	9:55	98-30	22.46	22.46
3	高層住宅	9:55	98-30	27.01	27.01
計				102.35	102.30

第5日目 R6.2.1(木) 燃やせるごみ(白石区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	9:55	98-30	114.62	113.62
2	共同住宅	9:55	98-30	48.39	47.28
3	高層住宅	9:55	98-30	49.60	49.34
計				212.61	210.24

燃やせるごみ(西区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	11:25	73-90	104.56	100.79
2	共同住宅	11:25	73-90	40.20	34.60
3	高層住宅	11:25	73-90	61.14	59.65
計				205.90	195.04

表 4-4-6 調査試料の受入状況(家庭ごみ) 第3回調査 1~2月

第6日目 R6.2.2(金)

容器包装プラスチック(白石区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:50	98-30	33.72	33.72
2	共同住宅	10:50	98-30	21.09	20.68
3	高層住宅	10:50	98-30	15.21	15.19
計				70.02	69.59

雑がみ(西区)

<u> </u>	<u> </u>				
番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:20	73-90	25.23	25.22
2	共同住宅	10:20	73-90	8.93	8.93
3	高層住宅	10:20	73-90	22.66	22.66
計				56.82	56.81

第8日目 R6.2.7(水)

燃やせないごみ(白石区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:20	98-30	46.52	6.41
2	共同住宅	10:20	98-30	8.14	1.48
3	高層住宅	10:20	98-30	11.39	4.07
計				66.05	11.96

びん・缶・ペットボトル(西区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:10	73-90	18.58	8.73
2	共同住宅	10:10	73-90	21.82	10.68
3	高層住宅	10:10	73-90	30.32	6.47
計				70.72	25.88

個人情報取扱安全管理基準

- 1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定 個人情報の適正な取扱いの確保について基本方針を策定していること。 また、以下の内容を記載した個人情報の保護に関する規程及び個人情報の取扱手順
 - (1) 組織的安全管理措置

等が定められていること。

- (2) 人的安全管理措置
- (3) 物理的安全管理措置
- (4) 技術的安全管理措置
- ※ 上記(1)~(4)の具体的内容については、個人情報保護委員会ホームページ (https://www.ppc.go.jp) に掲載されている「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」の「4-3-1」の「安全管理措置(法第66条)」を御確認ください。
- 2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者が定められており、基本 方針、規程及び個人情報の取扱手順等に明記されていること。
- 3 従業者の指定、教育及び監督
 - (1) 個人情報の秘密保持に関する事項が就業規則等に明記されていること。
 - (2) 個人情報を取り扱う従業者を指定すること。
 - (3) 個人情報の取扱い、情報システムの運用・管理・セキュリティ対策及びサイバー セキュリティの研修計画を策定し、従業者に対し毎年1回以上研修等を実施してい ること。また、個人情報を取り扱う従業者は、必ず1回以上研修等を受講している 者としていること。
 - (4) 総括保護管理者及び保護管理者は、従業者に対して必要かつ適切な監督を行うこと。

- 4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施
 - (1) 個人情報を取り扱う管理区域を明確にし、当該区域に壁又は間仕切り等を設置すること。

【管理区域の例】

- サーバ等の重要な情報システムを管理する区域
- ・ 個人情報を保管する区域
- ・ その他個人情報を取り扱う事務を実施する区域
- (2) (1)で設定した管理区域について入室する権限を有する従業者を定めること。 また、入室に当たっては、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化 及び部外者が入室する場合は、管理者の立会い等の措置を講ずること。さらに、入 退室の記録を保管していること。
- (3) (1)で設定した管理区域について入室に係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定めの整備及びパスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずること。
- (4) 外部からの不正な侵入に備え、施錠装置、警報措置及び監視装置の設置等の措置を講ずること。
- (5) 管理区域では、許可された電子媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずること。
- 5 セキュリティ強化のための管理策

情報資産の盗難、紛失、持出し、複写・複製、目的外の使用及び第三者への提供を 防止するため以下の対策を実施していること。

- (1) 個人情報の取扱いに使用する電子計算機等は、他のコンピュータと接続しない単独による設置又は当該業務に必要な機器のみと接続していること。また、インターネット及び当該業務を実施する施設外に接続するイントラネット等の他のネットワークに接続していないこと。ただし、本市の許可を得た場合はこの限りでない。
- (2) 個人情報の取扱いにおいてサーバを使用している場合は、当該業務を実施する施設内に設置していること。また、サーバへのアクセス権限を有する従業者を定めること。さらに、部外者のアクセスは必要最小限とし、管理者の立会い等の措置を講ずること。ただし、本市の許可を得た場合はこの限りでない。

- (3) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機等は、アクセス権等を設定し、使用できる従業者を限定すること。また、アクセスログやログイン実績等から従業者の利用状況を記録し、保管していること。
- (4) 記録機能を有する機器の電子計算機等への接続制限について必要な措置を講ずること。
- (5) 本市が貸与する文書、電子媒体及び業務にて作成した電子データを取り扱う従業者を定めること。
- (6) 業務にて作成した電子データを保存するときは、暗号化又はパスワードにより秘 匿すること。また、保存した電子データにアクセスできる従業者を限定するととも にアクセスログ等から従業者の利用状況を記録し、契約期間終了後、1年以上保管 していること。
- (7) 本市が貸与する文書及び電子媒体は、施錠できる耐火金庫及び耐火キャビネット 等にて保管すること。また、書類の持ち出し記録等を作成していること。
- (8) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機は、従業者が正当なアクセス権を 有する者であることをユーザ ID、パスワード、磁気・IC カード又は生体情報等のい ずれかにより識別し、認証していること。
- (9) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機は、セキュリティ対策ソフトウェア等(ウィルス対策ソフトウェア等)を導入していること。
- (10)業務にて作成した電子データを削除した場合は、削除した記録を作成していること。また、削除したことについて証明書等により確認できる措置を講ずること。
- (11)個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機等を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用すること。
- (12)本市の許可なく第三者に委託しないこと。

6 事件・事故における報告連絡体制

- (1) 従業者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の管理者への報告連絡体制を整備していること。
- (2) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案の発生又は兆候を把握した場合の従業者から管理者等への報告連絡体制を整備していること。

(3) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案が発生した際の本市及び関連団体への報告連絡体制を整備していること。併せて、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の検討並びに決定等に係る体制及び手順等を整備していること。

7 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制

本市が貸与する文書、電子媒体及び左記書類等に基づき作成される電子データを持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器を使用すること。また、暗号化、パスワードによる保護、追跡可能な移送手段等により、破損、紛失、盗難等のないよう十分に配慮していること。

8 関係法令の遵守

個人情報の保護に係る関係法令を遵守するために、必要な体制を備えていること。

9 定期監査の実施

個人情報の管理の状況について、定期に、及び必要に応じ、随時に点検、内部監査 及び外部監査を実施すること。

10 個人情報取扱状況報告書の提出

本市の求めに応じ、又は当該業務契約に基づき、各月の期間ごとの役務完了の書面提出時において、本市が指定する様式にて個人情報取扱状況報告書を提出すること。

11 情報セキュリティマネジメントシステム(以下「ISMS」という。)又はプライバシーマーク等の規格認証

ISMS (国際標準規格 ISO/IEC27001:2013、日本工業規格 JISQ27001:2014)、プライバシーマーク (日本工業規格 JISQ15001:2006) 等の規格認証を受けていること。

個人情報取扱安全管理基準適合申出書

年 月 日

(申請者)

貴市の個人情報取扱安全管理基準について下記のとおり適合していることを申し出ます。

記

- ●個人情報取扱安全管理基準及び確認事項
- ※ 本申出書において各種資料のご提出をお願いしております。資料が提出できない場合は、実地の監査、調査等の際などに当該書類の内容を確認いたします。

T	個人情報の取扱いに関する基本力針、規程及の取扱手順の束正
	貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入
	ください。併せて、当該規程をご提出ください。

- 2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記載した書類をご提出 ください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は提出不要です。なお、 付箋等で該当箇所をご教示願います。
- 3 従業者の指定、教育及び監督
 - (1) 当該業務に従事する従業者を「従業者名簿」にてご提出ください。
 - (2) 従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。
 - (3) 従業者を対象とした研修実施報告書等をご提出ください。

設定した管理区域の詳細についてご記入ください。□欄は管理区域に当該装置置している場合、■とチェックしてください。また、個人情報を黒塗りにした各位区域の入退室記録を提出してください。	
・管理区域の名称	
入退室の認証方法	
入退室記録の保存期間	
□ 施錠装置 □ 警報装置 □ 監視装置 □ その他()
持込可能な電子媒体及び機器	
・管理区域の名称	
入退室の認証方法	
入退室記録の保存期間	
□ 施錠装置 □ 警報装置 □ 監視装置 □ その他()
持込可能な電子媒体及び機器	
・管理区域の名称	
入退室の認証方法	
入退室記録の保存期間	
□ 施錠装置 □ 警報装置 □ 監視装置 □ その他()
持込可能な電子媒体及び機器	
・管理区域の名称	

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

	入退室の認証方法	
	入退室記録の保存期間	
	□ 施錠装置 □ 警報装置 □ 監視装置 □ その他()
	持込可能な電子媒体及び機器	
5 t	マキュリティ強化のための管理策	
7	マキュリティ強化の詳細についてご記入ください。貴社のセキュリティが各項	目の
内名	客に合致している場合は、□欄を■とチェックしてください。	
(1)	個人情報の取扱いに使用する電子計算機のセキュリティについて	
	〕 他のネットワークと接続していない。	
	〕 従業者にアクセス権限を設定している。	
	従業者の利用記録の保存期間()
	□ 記録機能を有する機器の接続制御を実施している。	
	接続制御の方法()
	〕従業者の認証方法()
	〕 セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。	
	※個人情報を黒塗りにした従業者の利用記録を提出してください。	
(2)	文書、電子媒体の取扱いについて	
	〕 取り扱うことができる従業者を定めている。	
	〕 文書、電子媒体の持ち出しを記録している。	
	当該記録の保存期間()
	〕 文書、電子媒体等について施錠できる耐火金庫等に保管している。	
	※個人情報を黒塗りにした文書、電子媒体の持ち出し記録を提出してください	, \ ₀
(3)	業務にて作成した電子データの取扱いについて	
	取り扱うことができる従業者を定めている。	
	□ 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。	
	電子データの利用状況について記録している。	
	□ 作成した電子データの削除記録を作成している。	
	※個人情報を黒塗りにした電子データの利用状況の記録及び削除記録を提出	して
	ください。	

6 事件・事故における報告連絡体	6	事件。	事故における執	告連絡体 制
------------------	---	-----	---------	---------------

個人情報取扱安全管理基準の「6 事件・事故における報告連絡体制」(1)から(3)までの内容を満たしていることが分かる書類を提出してください。上記1にて提出した基本方針等に記載がある場合は提出不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

7	情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制
	情報資産を搬送及び持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体
	制が各項目の内容に合致している場合は、□欄を■とチェックしてください。なお、
	その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。
	□ 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器を使用している。
	□ 上記以外の盗難及び紛失対策を実施している。
	※対策を以下にご記入ください。
8	関係法令の遵守
	個人情報の保護に係る関係法令を遵守するための体制及び取組等をご記入ください

9 定期監査の実施

貴社の内部監査及び外部監査の実施状況についてご記入ください。各監査の実施状況が各項目の内容に合致している場合は、□欄を■とチェックしてください。また、各監査の実施状況が分かる書類をご提出ください。なお、外部監査は情報セキュリティマネジメントシステム等の認証を受ける際の審査を外部監査として取り扱っても問題ございません。その場合は、各種申請の認証通知を監査の実施状況の書類といたします。

内部監査を実施している。

□ 外部監査を実施している。

10 情報セキュリティマネジメントシステム(以下「ISMS」という。)、プライバシーマーク等の認証等、貴社が取得しているセキュリティ関連の認証についてご記入ください。

また、認証を受けたことが分かる書類をご提出願います。

取得しているセキュリティ関連の認証(ISMS・プライバシーマーク等)

名称	
認証年月日	最終更新年月日
名称	
認証年月日	最終更新年月日
名称	
認訂年月日	最終更新年月日

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。 以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持し なければならない。

(管理責任者及び従業者)

- 第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を 定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その 承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなけれ ばならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

- 第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務 の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場 所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

- 第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項 における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び 研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。
- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制 を確立しなければならない。

(守秘義務)

- 第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個 人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

- 第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者 へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。
- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により 承諾を得なければならない。

- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合 には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が 委託者指定様式(本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式 をいう。)に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う 業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先 に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者 に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなけ ればならない。 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果につい て責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

- 第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めると ころにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。
 - (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
 - (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
 - (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
 - (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の 廃棄を行うこと。
 - (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務 以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、 受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。 (個人情報の返還、消去又は廃棄)

- 第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。
- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、 これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録 された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必 要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、 担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた 場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

- 第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に 基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委 託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委 託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故(個人情報保護法 違反又はそのおそれのある事案を含む。)が発生した場合は、その事故の発生に係る帰 責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、 件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要 に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に 関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託 者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

- 第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。
 - (注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略する こととする。